



# シェアリングエコノミーの推進について

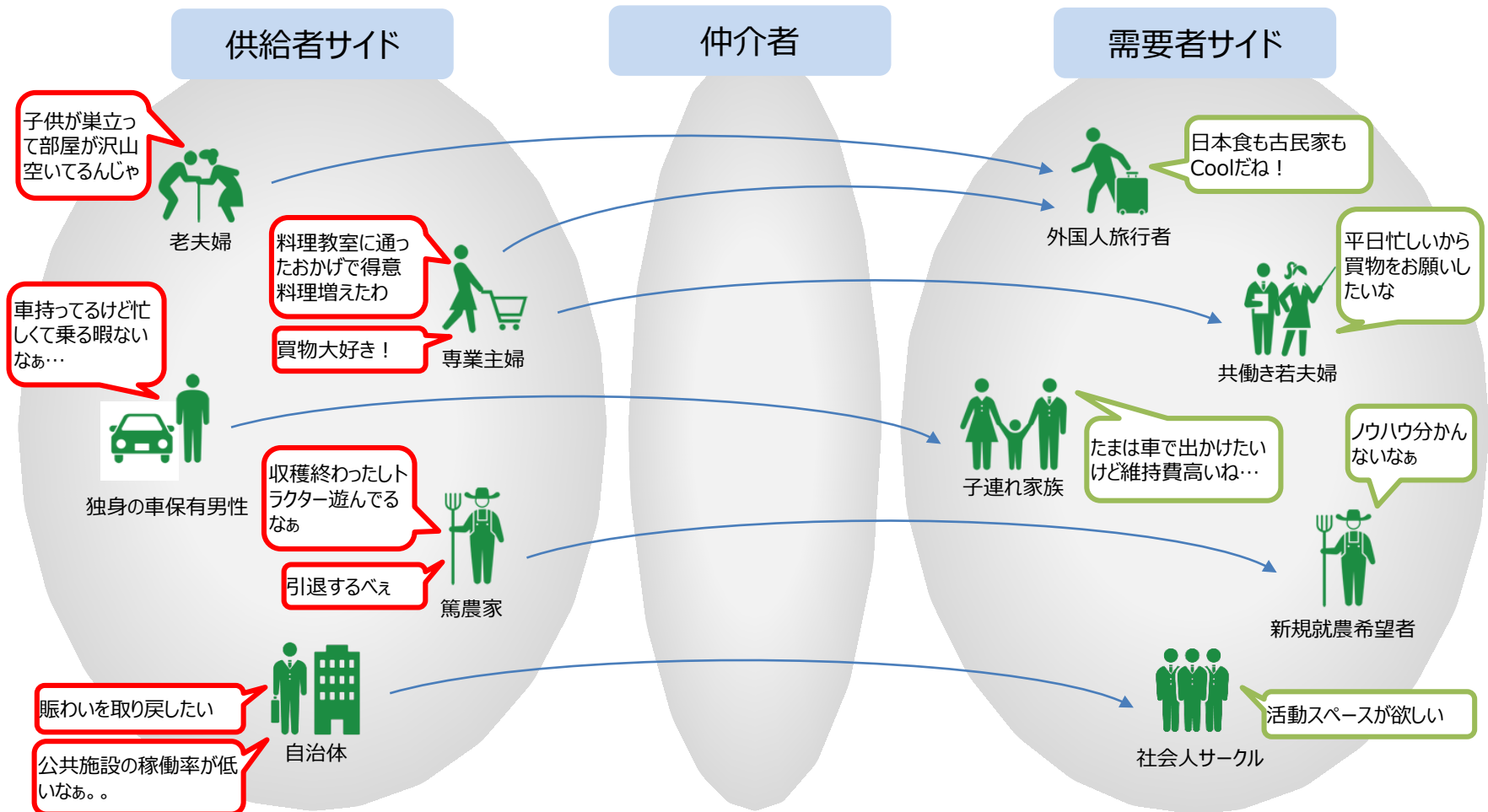


平成30年4月  
内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室／  
シェアリングエコノミー促進室  
[share-eco-center@cas.go.jp](mailto:share-eco-center@cas.go.jp)

シェアリングエコノミーとは

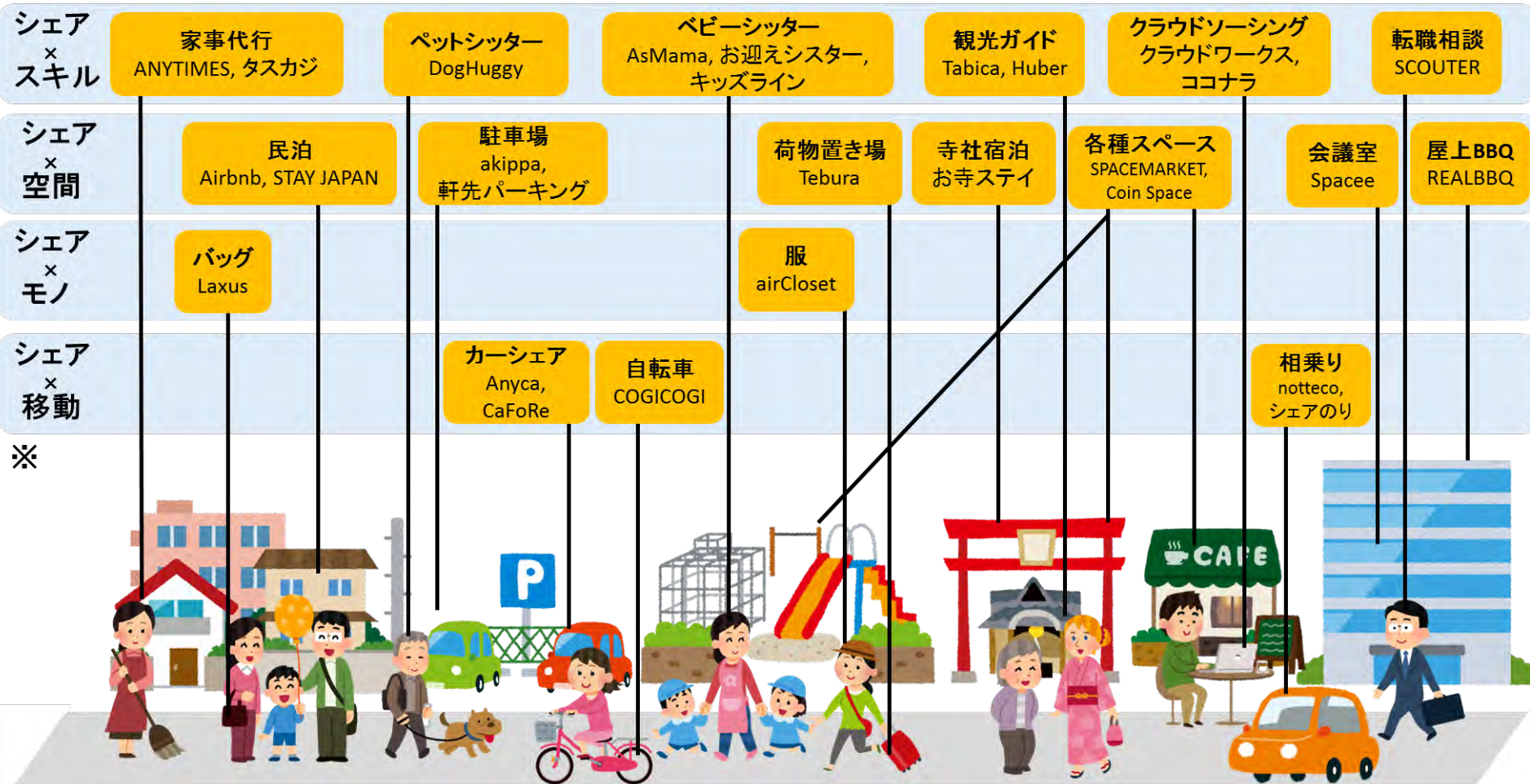
# シェアリングエコノミーとは

- 個人等が保有する活用可能な資産等（スキルや時間等の無形のものを含む）を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動



# 広がるシェアリングエコノミー

- ▶ シェアリングエコノミーは世界中で急速に進展しつつあり、人々のライフスタイルを変えると同時に、既存の産業と社会に影響を与えつつある。



※シェアリングエコノミー協会の分類による。同協会では上記のほか、「シェア×お金」としてMakuakeやREADYFOR等も例示している。



# シェアリングエコノミーサービスの例

## シェア×空間

ホームシェア・農地・駐車場・会議室



## シェア×モノ

フリマ・レンタルサービス



## シェア×移動

カーシェア・ライドシェア・コストシェア



シェアリングエコノミーは  
おもに5つに分類されます。

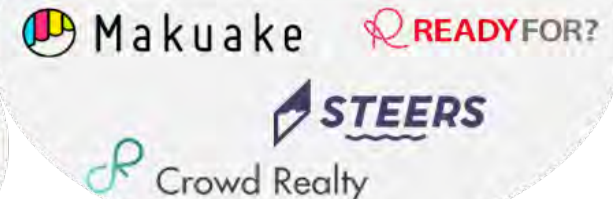
## シェア×スキル

家事代行・介護・育児・知識・料理



## シェア×お金

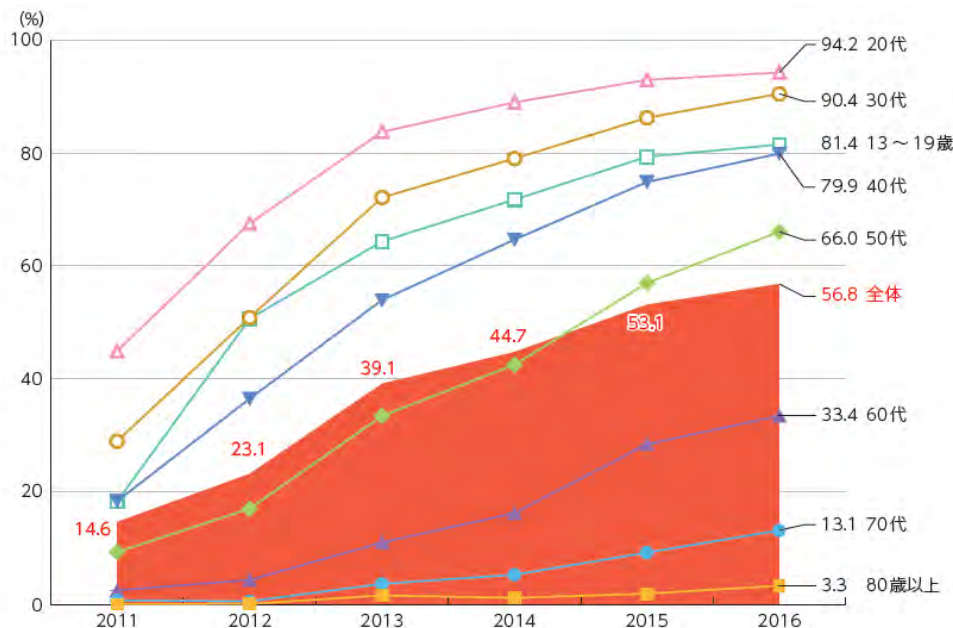
クラウドファンディング



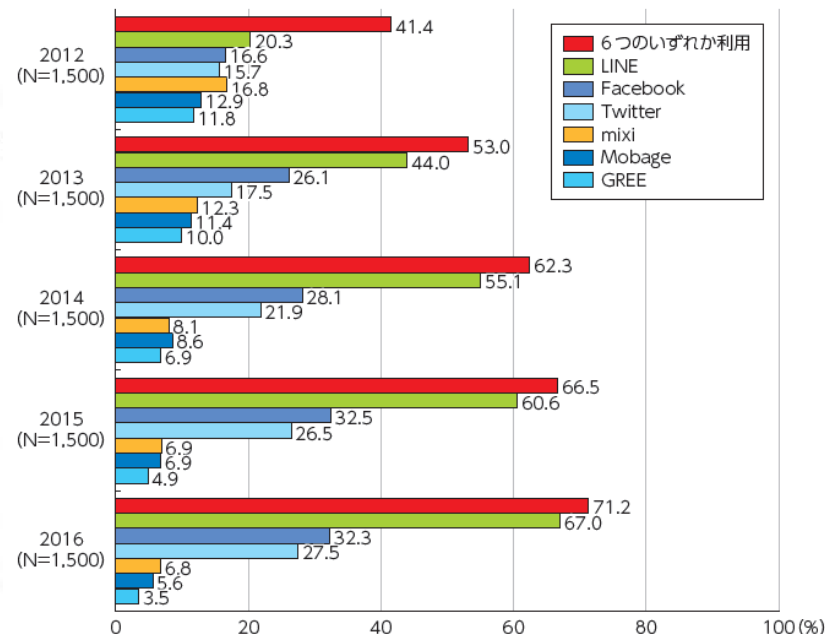
# シェアリングエコノミーの登場の背景

- **スマートフォンの普及**などにより、これまで見えなかった個人の資産や能力の活用可能な時間帯等の情報を、インターネットを通じて、**リアルタイムに不特定多数の個人の間で共有することが可能**となった。
- ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の普及に伴って、信用度を推し量りにくかった**インターネットの向こう側の個人**について、**一定の信用度が可視化**されるようになった。
- 上記のことから、**多額の資本を投下することなく、比較的迅速に市場に参入**できるようになった。

＜スマートフォン個人保有率の推移＞



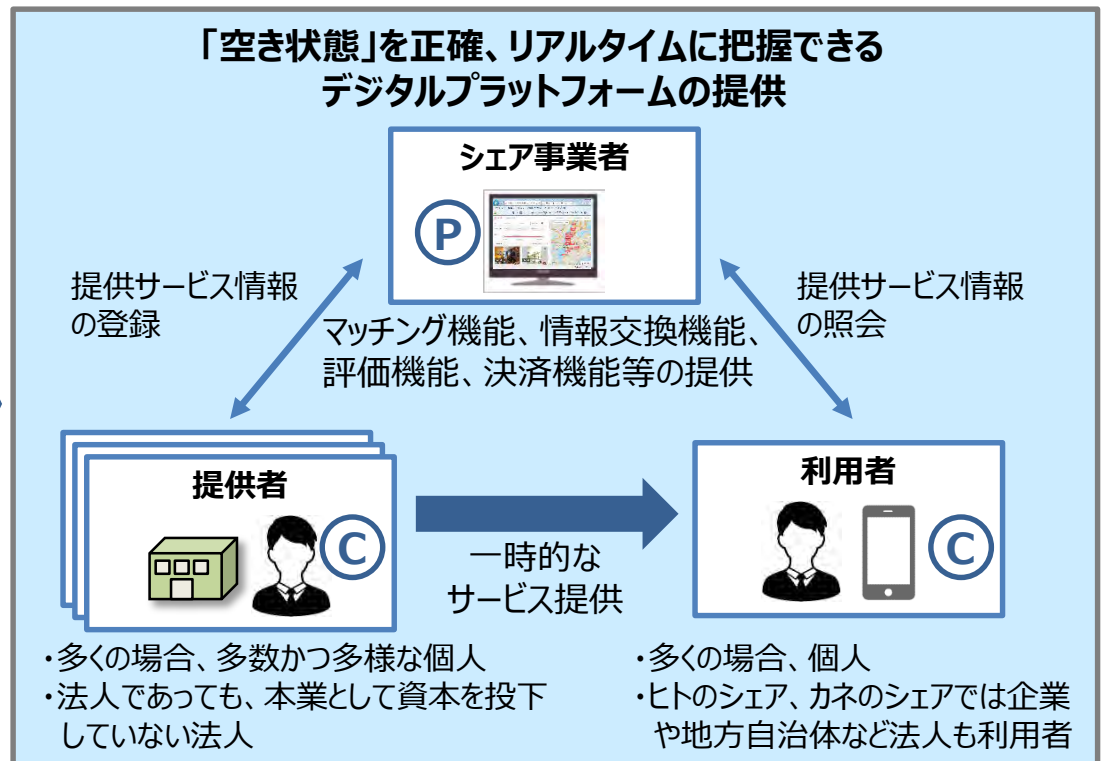
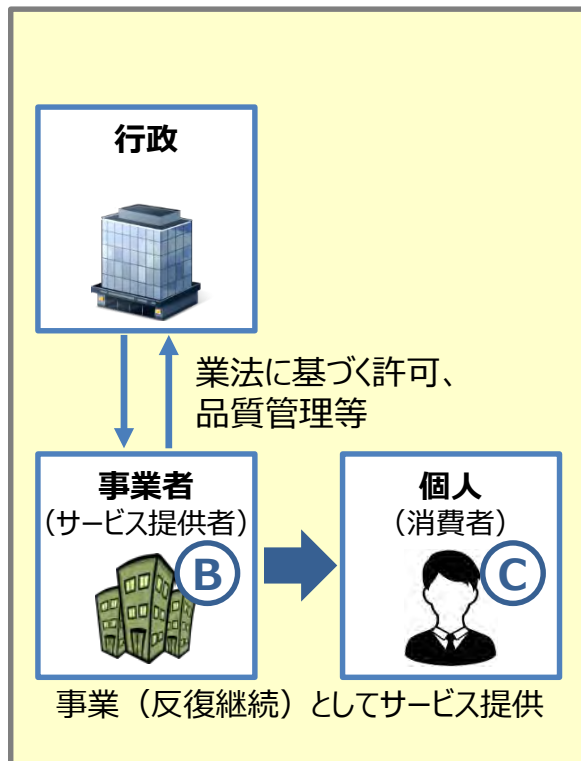
＜代表的SNSの利用率の推移＞



出典：総務省 平成29年度情報通信に関する現状報告

# シェアリングエコノミーの特徴

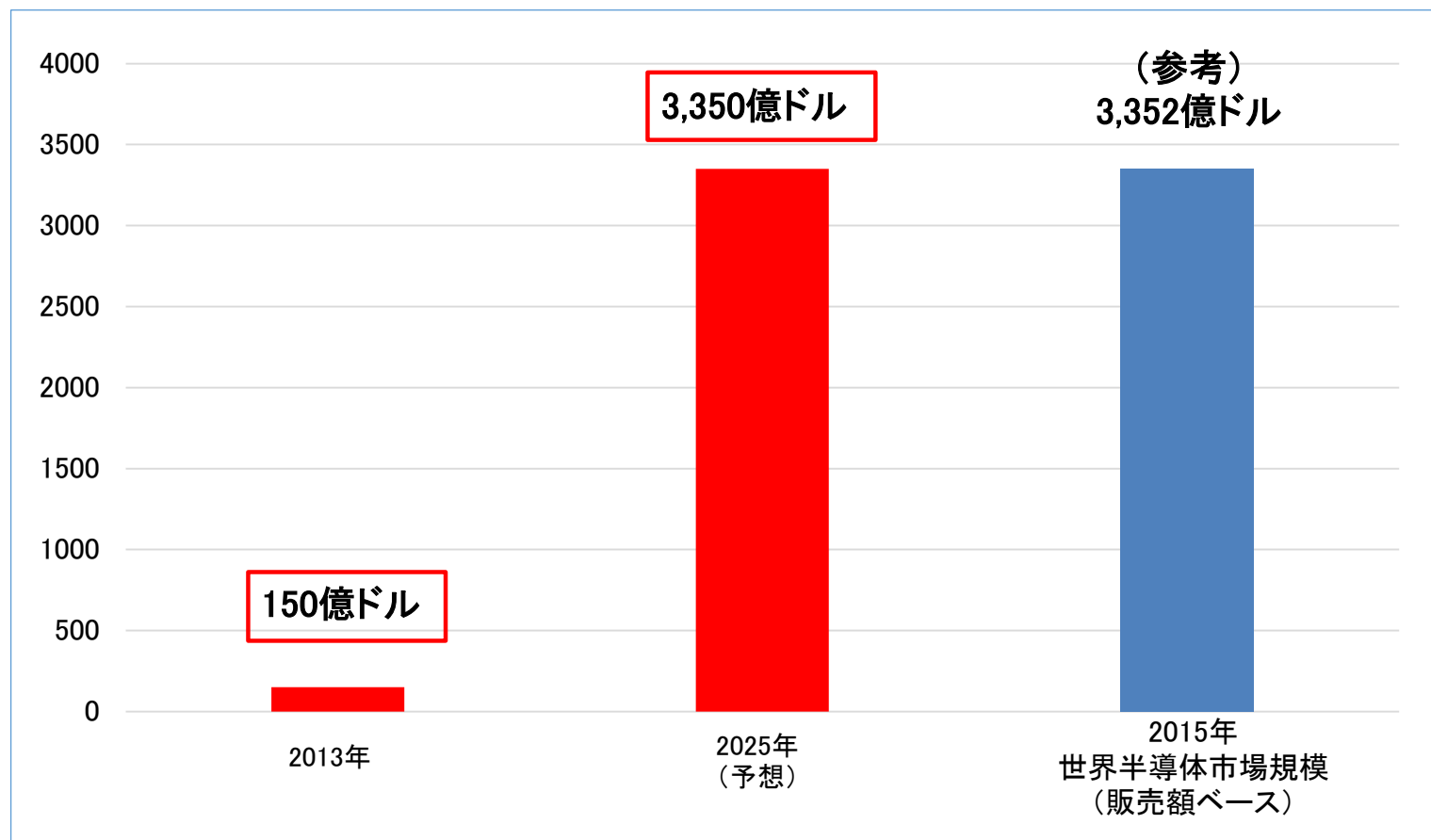
- 従来型のサービス提供（BtoC）では、「業法」によって品質確保が図られることが多く、サービスを提供する事業者が**品質の責任**を負っているが、シェアリングエコノミーでは**サービスを提供する個人等が責任を負うことが基本**。
- 多くのシェア事業者において、**提供者と利用者のプロフィールや評判の可視化**（本人確認、相互レビューの仕組み等）、**エスクロー決済**の提供、トラブルに対応した賠償責任保険の提供など様々な取組みを実施。
- シェアリングエコノミーにおいてはサービス品質にばらつきがあり、「業法」によるサービス品質管理は行われていないことが通常であるため、**利用者は従来型のサービス（BtoC）とは異なることを理解**して、より注意深く、賢く、サービスの目利きをすることが求められる。



# シェアリングエコノミーの市場規模

- シェアリングエコノミーの各国合計の市場規模は、2013年に約150億ドルであったが、2025年までに約3,350億ドルに拡大すると予測されている。
- これは現在の世界半導体市場に匹敵する規模である。

シェアリングエコノミー各国合計市場規模の予測



※総務省『平成28年版情報通信白書』及びJEITA『世界半導体市場統計』のデータを基に作成

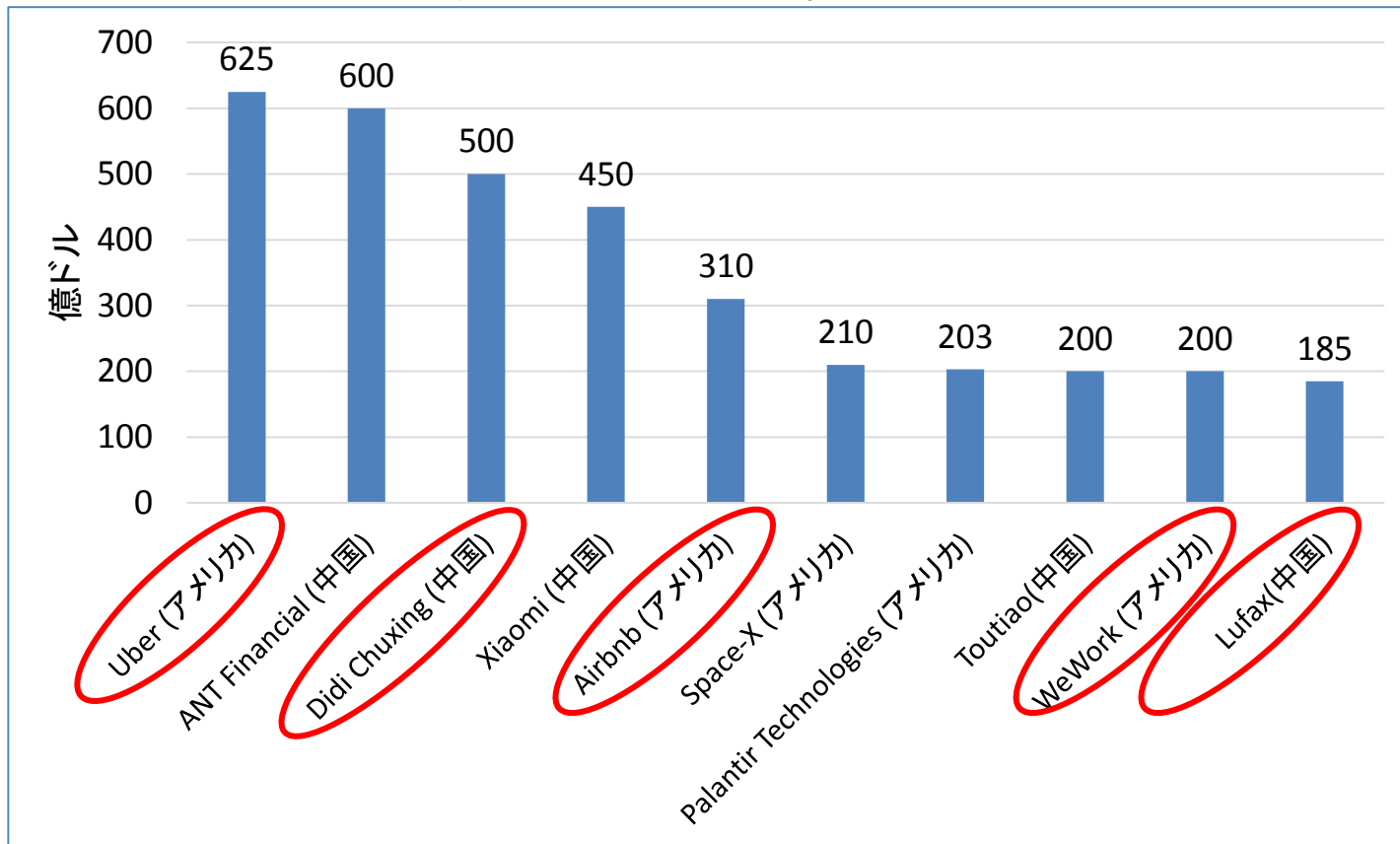


# シェアリングエコノミーの企業評価額

- シェア事業者の企業評価額の伸長は著しい。世界のユニコーン企業（企業評価額が推定10億ドル以上の非上場ベンチャー）上位10社のうち、1位のUber（ライドシェア、米国）、3位のDidi Chuxing（滴滴出行、ライドシェア、中国）、5位のAirbnb（ホームシェア、米国）、9位のWeWork（スペースシェア、アメリカ）、10位のLufax（ソーシャルレンディング、中国）の5社がシェア事業者であり、世界のスタートアップ企業のなかでもシェア事業者の台頭は顕著である。

世界のユニコーン企業上位10社

2017年11月調べ



※The CrunchBase Unicorn Leaderboardのデータを基に作成

# シェアリングエコノミーの市場規模（国内）

## シェアリングエコノミーの市場規模

36

- シェアリングエコノミーは個人や社会に対する新たな価値の提供と共に、遊休資産の有効利用・社会課題解決への寄与が期待され、国内の市場規模も拡大傾向。
- シェアリングエコノミーの国内市場規模は、2015 年度に約285 億円であったが、2020年までに600億円まで拡大される見込み。



(注) 本調査におけるシェアリングエコノミーサービスでは、音楽や映像のような著作物は共有物の対象としていない。また、市場規模は、サービス提供事業者のマッチング手数料や販売手数料、月会費、その他サービス収入などの売上高ベースで算出した。

シェアリングエコノミーがもたらすインパクト

**1. 個人の市場参加、柔軟な働き方、起業を含めた  
キャリア選択肢の多様化**

**2. 新しい供給（体験・選択肢）の創出**

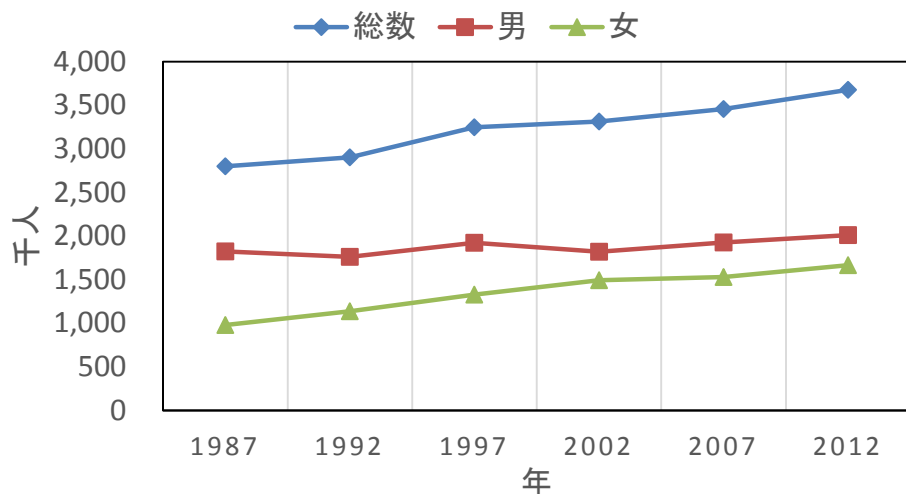
**3. 新しい需要の創出**

**4. 都市問題、地方創生への貢献**

# インパクト① 個人の市場参加、柔軟な働き方、起業を含めたキャリア選択肢の多様化

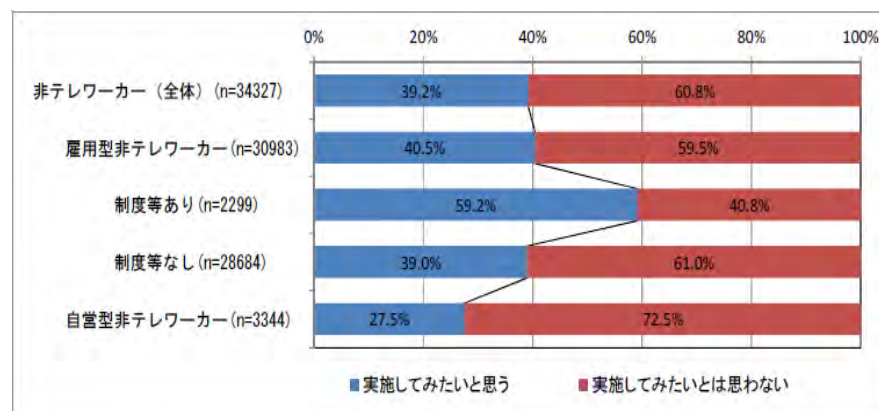
- シェアリングエコノミーは、個人の遊休資産や能力を一時的に簡単に市場に投入できるメカニズムとして機能するため、**これまで市場の外にいた、高齢者や専業主婦等がシェアリングエコノミーを通じて市場で「稼ぐ」ことが可能になる。**
- 複業として二枚目の名刺を持つ会社員としての働き方や、フリーランスとしての働き方など、**柔軟な働き方が可能になる。**
- 年齢等を問わず、個人でも、**シェア事業者として低コストの起業が可能になり、キャリアの選択肢を広げる。**

## 副業希望者数の推移



※総務省 統計局  
平成24年就業構造基本調査より作成

## 非テレワーカーにおけるテレワーク実施意向



(出典)国土交通省 都市局 都市政策課 都市環境政策室  
平成28年度テレワーク人口実態調査 -調査結果の概要-より



# インパクト② 新しい供給（体験・選択肢）の創出

- シェアリングエコノミーを利用する動機は、価格がリーズナブルという理由のほか、買うには贅沢だが借りるなら**非日常の体験として利用してみたいという理由**もある。例えば、Anycaが提供する自家用車カーシェアでは、普段乗れない高級車に人気が集中。
- シェアリングエコノミーは、これまで企業単位でしか選べなかったサービスを、個人単位で選ぶことを可能にする。このことは、利用者に「**低廉で満足できる個人のサービス**」、「**新しい体験**」を目利きして**選択する機会**を提供する。

## Anycaのシェア人気ランキング

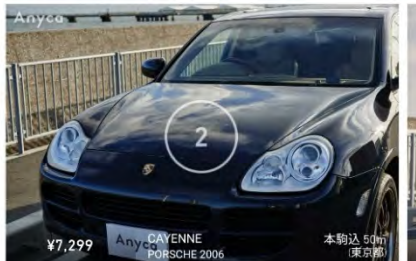
人気のクルマ RANKING

もっと見る



人気のクルマ RANKING

もっと見る



人気のクルマ RANKING

もっと見る



人気のクルマ RANKING

もっと見る



Anyca HPより <https://anyca.net/>

## 利用者に多様な選択肢を提供



提供者である個人のサービスを選択

# インパクト③ 新しい需要の創出

- シェアリングエコノミーの進展で、需要が減退するというネガティブな見方があるが、一概にそうともいえない。**購入代金回収の期待から商品購入を決断するという新たな需要も想定される。このとき、「購入」は「投資」へと意味合いを変える。**  
(例) 民泊による収入を見込んで戸建住宅をリノベーションする人が出る可能性
- **既存のビジネス主体とシェアリングエコノミーの連携により相乗効果につながることを期待した動きもある。**  
(例) J R 東日本、東急電鉄、仙台国際空港と H u b e r が連携し、東北エリアの訪日外国人訪客強化
- 既存のビジネスではリーチできなかった**ミレニアル世代等へのメディアとして機能。**

## ケーブルテレビ (IoTスマートホーム) × 民泊

### 民泊での「Connected API」利用イメージ



イッツコムウェブサイトより

## Huber×JR東日本、東急電鉄、仙台国際空港 東北エリアへの訪日外国人誘客強化



2017年11月16日  
東日本旅客鉄道株式会社  
東京急行電鉄株式会社  
仙台国際空港株式会社

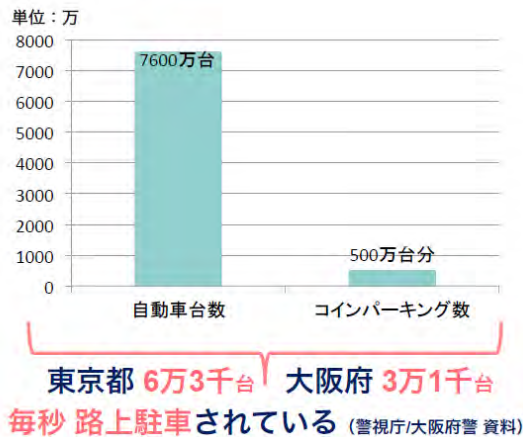
JR 東日本・東急電鉄がベンチャー企業と連携して  
東北エリアへの訪日外国人誘客強化に向けた新たな取組みを開始



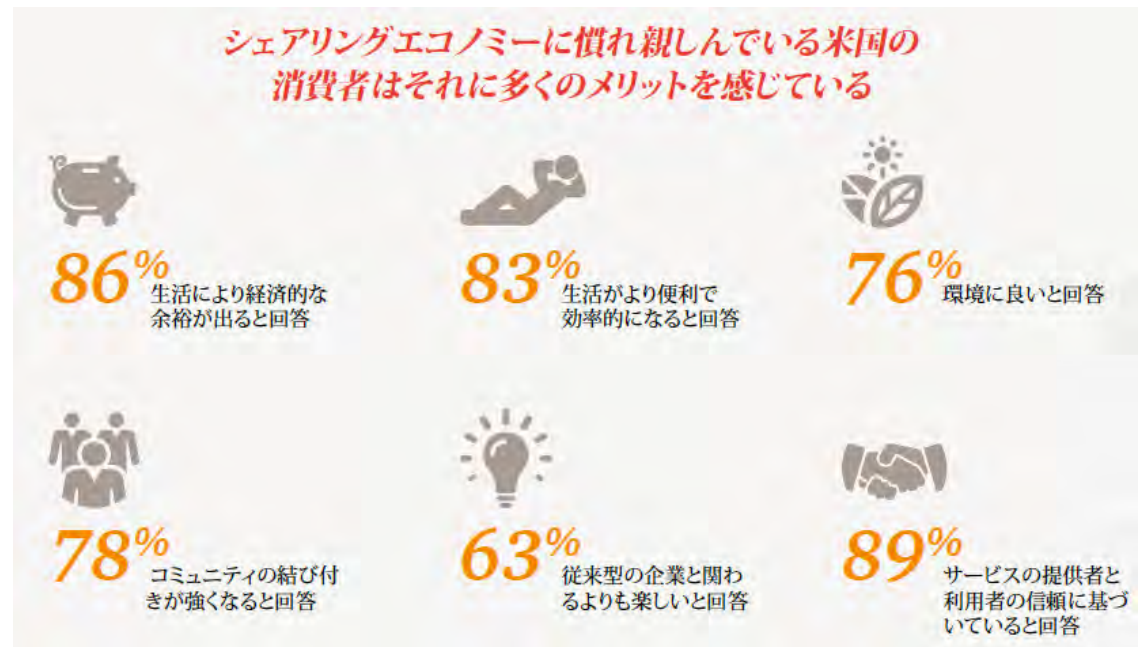
JR東日本プレスリリースより <http://www.jreast.co.jp/>

# インパクト④ 都市問題、地方創生への貢献

- **都市サービスの供給力不足を改善することで都市問題の解決が期待。**例えば、東京都内の瞬間路上駐車数は63,000台に上る一方で、月極駐車場は余っている状態であり、駐車場シェアによる路上駐車の問題の解決が期待される。
- **シェアリングエコノミーは「市場」のみならず「コミュニティ」を提供する側面も持つ。**シェアリングエコノミーの利用者は従来と比較して、深い社会的な交流をもたらす取引に満足しており、人とのつながりや絆を深める可能性がある。



Akipa資料より抜粋



PwC「シェアリングエコノミー」より抜粋



# シェアリングエコノミーで実現できること



廃校や古民家等をコワーキングスペースとして再生

▼  
新たな行政収入の確保



ユニークな観光コンテンツの発掘・発信

▼  
地域の「稼ぐ力」のアップ



子育てスキルを持つ人（潜在保育士など）に  
子どもの預かりを依頼

▼  
地域共助の再生・充実



イベント時の宿泊施設不足を民泊で解消

▼  
インバウンドの取り込み

# シェアリングエコノミー推進の歩み



# シェアリングエコノミー推進の歩み

|       | 内閣官房IT室の取組                            | 関連する事項                               |
|-------|---------------------------------------|--------------------------------------|
| 2015年 | 「ITの利活用に関する制度整備検討会」<br>(10～12月、第Ⅰ期検討) |                                      |
| 2016年 | 「IT制度整備検討会」(2～5月、第Ⅱ期検討)               |                                      |
|       | 「シェアリングエコノミー検討会議」<br>(7～11月、第Ⅲ期検討)    |                                      |
|       | 「シェアリングエコノミー推進プログラム」(11月)             |                                      |
|       |                                       | 「官民データ活用推進基本法」施行(12月)                |
| 2017年 | 「シェアリングエコノミー促進室」発足(1月)                |                                      |
|       | 「官民データ活用推進基本計画」閣議決定(5月)               |                                      |
|       |                                       | 住宅宿泊事業法成立(6月)                        |
|       |                                       | シェアリングエコノミー協会による<br>認証マーク付与(7月、11月)  |
|       |                                       | シェアリングエコノミー協会による<br>シェアリングシティ認定(11月) |
| 2018年 | 「シェアリングエコノミー活用事例集」公表(3月)              |                                      |
|       |                                       | 住宅宿泊事業法施行(6月)                        |

# 平成28年度の閣議決定（シェアリングエコノミー関連）

## 【平成28年度】

### 『日本再興戦略』改訂2016 – 第4次産業革命に向けて –（平成28年6月2日閣議決定）

#### I. 新たな有望成長市場の創出、ローカル・アベノミクスの深化等

##### ① 規則・制度改革、データ利活用プロジェクト等の推進

【個別プロジェクトの実行実現】

＜C to Cのビジネス領域関連：シェアリングエコノミーの推進＞

- ・ ITの革新的発展を基盤とした、遊休資産等の活用による新たな経済活動であるシェアリングエコノミーの健全な発展に向け協議会を立ち上げ、関係者の意見も踏まえつつ、本年秋を目途に必要な措置を取りまとめる。

その際、消費者等の安全を守りつつ、イノベーションと新ビジネス創出を促進する観点から、サービス等の提供者と利用者の相互評価の仕組みや民間団体等による自主的なルール整備による対応等を踏まえ、必要に応じて既存法令との関係整理等を検討する。

### 世界最先端IT国家創造宣言（平成28年5月20日閣議決定）

#### II. 「国から地方へ、地方から全国へ」（IT利活用の更なる推進のための3つの重点項目）

##### 2. 【重点項目2】 安全・安心なデータ流通と利活用のための環境の整備

##### （2）データ流通の円滑化と利活用の促進

（新たなサービスへの対応）

- ・ データ流通の円滑化による新たな経済活動である、遊休資産等を活用したシェアリングエコノミーサービスの健全な発展を支援するため、民間団体等による自主的なルール整備をはじめ、新ビジネス創出を促進する観点から必要な措置を検討。

# シェアリングエコノミー検討会議の開催

- シェアリングエコノミーは、我が国に散在する遊休資産やスキル等の有効活用を進めるとともに、潜在需要を喚起し、イノベーションと新ビジネスの創出に貢献する可能性を有している。シェアリングエコノミーの健全な発展に向け、**民間団体等による自主的なルール整備をはじめとした必要な措置の検討**に資するため、平成28年7月より、**内閣官房IT総合戦略室長（政府CIO）の下に、シェアリングエコノミー検討会議を開催。**

◎主査

| 構成員氏名            | 所属                                             |
|------------------|------------------------------------------------|
| 安念 潤司（あんねん じゅんじ） | 中央大学大学院 法務研究科 教授                               |
| 生貝 直人（いけが い なおと） | 東京大学大学院 情報学環 客員准教授                             |
| 坂下 哲也（さかした てつや）  | 一般財団法人 日本情報経済社会推進協会（JIPDEC） 常務理事               |
| 重松 大輔（しげまつ だいすけ） | 一般社団法人 シェアリングエコノミー協会 代表理事／株式会社 スペースマーケット 代表取締役 |
| 関 聡司（せき さとし）     | 一般社団法人 新経済連盟 事務局長                              |
| 中村 伊知哉（なかむら いちや） | 慶應義塾大学大学院 メディアデザイン研究科 教授                       |
| 成原 慧（なりはら さとし）   | 東京大学大学院 情報学環 客員研究員                             |
| 増島 雅和（ますじま まさかず） | 森・濱田松本法律事務所 弁護士                                |
| 松岡 万里野（まつおか まりの） | 一般財団法人 日本消費者協会 理事長                             |
| 持丸 正明（もちまる まさあき） | 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 人間情報研究部門 研究部門長              |
| 森 亮二（もり りょうじ）    | 弁護士法人英知法律事務所 弁護士                               |

| オブザーバー                    | 事務局                  |
|---------------------------|----------------------|
| 総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省 | 内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室 |

## 開催実績

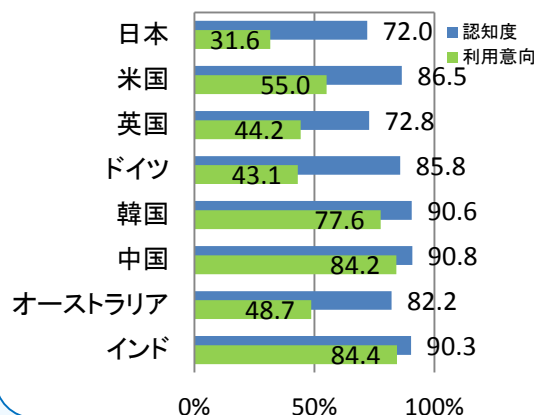
- 平成28年7月8日から同年11月4日まで計7回開催。6つのシェア事業者（スペースマーケット、AsMama、notteco、スパイシー、ココナラ、エニタイムズ）からのヒアリング及び3つの自治体（宮崎県日南市、千葉県千葉市、長野県川上村）からのプレゼンテーション等を基に議論を実施。
- その後、第8回（平成29年9月29日）、第9回（平成30年3月20日）を開催し、シェアリングエコノミー推進プログラムに基づく各取組の進捗状況のフォローアップ等を実施。

# シェアリングエコノミーの代表的サービスに関する認知度・利用意向・利用率

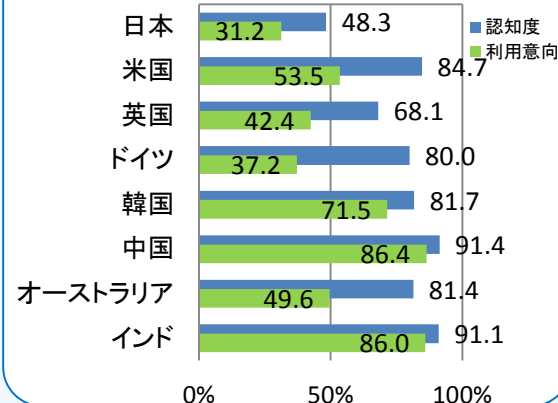
- 日本では、他国と比較して、シェアリングエコノミーサービスの**認知度や利用意向が総じて低い**。
- 認知度と利用意向が相関するため、**認知度向上**を通じた関連市場拡大の余地は大きいと考えられる。

## シェアリングエコノミーの 代表的サービスに関する 認知度・利用意向・利用率 (出典: H28年版情報通信白書)

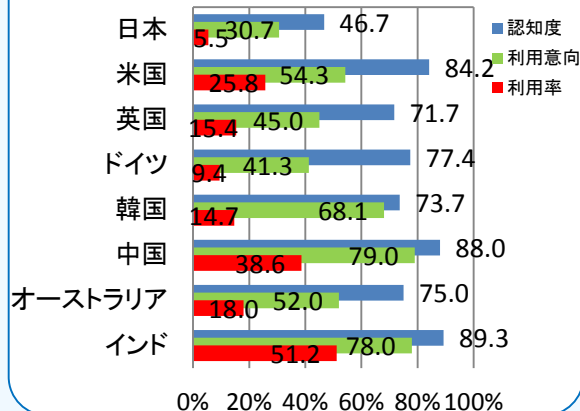
### 民泊サービス



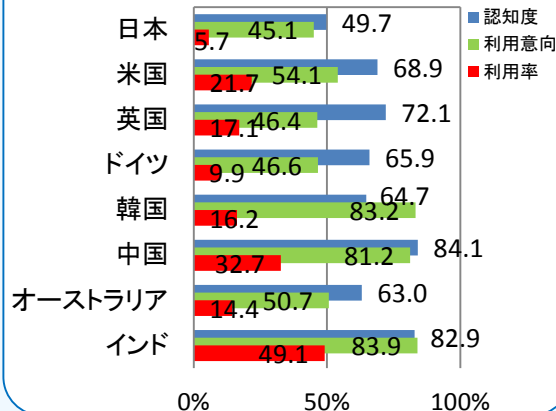
### 一般のドライバーの自家用車に乗って目的地まで移動できるサービス



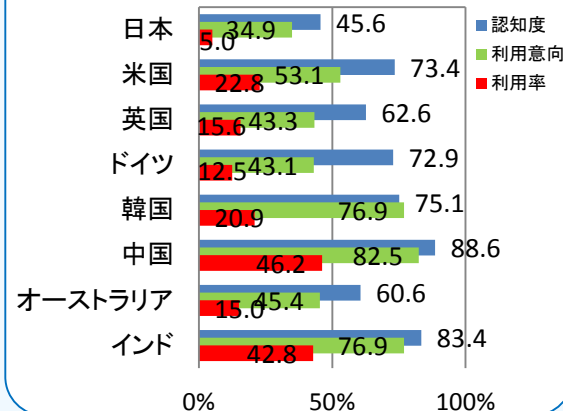
### 個人の家事等の 仕事・労働のシェアサービス



### 駐車スペースシェアサービス



### 個人所有のモノのシェアサービス



# シェアリングエコノミーサービスのデメリット・利用したくない理由

- 日本では、他国と比較して、「事故やトラブル時の対応に不安」とする回答が多い。
- 関連市場拡大のためには、**安全性・信頼性の確保**による利用者の不安解消が必須と考えられる。

シェアリングエコノミーを利用したくない（又は利用意向はあるがデメリットと感じている）理由

（出典：H28年版情報通信白書）※2016年調査

民泊サービスのデメリット・利用したくない理由

（単位：％）

|         |        | 企業が責任をもって提供するサービスの方が信頼できるから | 利用者の口コミによるサービス評価には限界があると思うから | 事故やトラブル時の対応に不安があるから | サービスの内容や使い方がわかりにくそうだから | 個人情報の事前登録などの手続きがわずらわしいから | この中にはない |
|---------|--------|-----------------------------|------------------------------|---------------------|------------------------|--------------------------|---------|
| 日本      | 利用意向なし | 31.5                        | 6.1                          | 53.6                | 11.6                   | 19.0                     | 22.7    |
|         | 利用意向あり | 25.7                        | 15.4                         | 44.1                | 11.1                   | 18.3                     | 16.2    |
| 米国      | 利用意向なし | 33.8                        | 9.6                          | 32.5                | 7.0                    | 5.4                      | 45.1    |
|         | 利用意向あり | 54.0                        | 21.5                         | 28.7                | 10.2                   | 7.5                      | 10.6    |
| 英国      | 利用意向なし | 31.2                        | 12.3                         | 33.6                | 5.7                    | 8.2                      | 40.3    |
|         | 利用意向あり | 38.7                        | 31.1                         | 28.6                | 8.4                    | 5.1                      | 10.7    |
| ドイツ     | 利用意向なし | 21.0                        | 5.8                          | 31.7                | 4.7                    | 9.0                      | 40.7    |
|         | 利用意向あり | 21.3                        | 19.2                         | 30.0                | 7.2                    | 7.0                      | 26.2    |
| 韓国      | 利用意向なし | 27.9                        | 22.8                         | 55.9                | 15.2                   | 21.6                     | 12.4    |
|         | 利用意向あり | 36.7                        | 30.7                         | 36.2                | 16.5                   | 12.8                     | 7.0     |
| 中国      | 利用意向なし | 12.2                        | 24.2                         | 45.0                | 12.7                   | 20.7                     | 22.9    |
|         | 利用意向あり | 41.8                        | 20.1                         | 26.2                | 14.0                   | 14.7                     | 10.8    |
| オーストラリア | 利用意向なし | 38.8                        | 12.6                         | 35.1                | 7.5                    | 10.9                     | 33.1    |
|         | 利用意向あり | 38.3                        | 27.0                         | 33.7                | 10.7                   | 8.2                      | 12.3    |
| インド     | 利用意向なし | 27.4                        | 12.7                         | 22.6                | 14.3                   | 15.6                     | 36.7    |
|         | 利用意向あり | 55.4                        | 28.3                         | 18.4                | 10.7                   | 7.1                      | 4.3     |

一般のドライバーの自家用車に乗って目的地まで移動できるサービスのデメリット・利用したくない理由

（単位：％）

|         |        | 企業が責任をもって提供するサービスの方が信頼できるから | 利用者の口コミによるサービス評価には限界があると思うから | 事故やトラブル時の対応に不安があるから | サービスの内容や使い方がわかりにくそうだから | 個人情報の事前登録などの手続きがわずらわしいから | この中にはない |
|---------|--------|-----------------------------|------------------------------|---------------------|------------------------|--------------------------|---------|
| 日本      | 利用意向なし | 25.4                        | 5.3                          | 54.8                | 10.3                   | 14.6                     | 24.6    |
|         | 利用意向あり | 16.2                        | 17.5                         | 45.7                | 11.5                   | 14.7                     | 15.9    |
| 米国      | 利用意向なし | 30.5                        | 10.7                         | 37.4                | 8.3                    | 7.1                      | 40.5    |
|         | 利用意向あり | 38.2                        | 28.4                         | 30.7                | 9.4                    | 6.7                      | 10.7    |
| 英国      | 利用意向なし | 29.9                        | 13.2                         | 32.6                | 7.1                    | 8.0                      | 39.1    |
|         | 利用意向あり | 25.2                        | 33.3                         | 29.9                | 10.8                   | 5.1                      | 12.4    |
| ドイツ     | 利用意向なし | 17.6                        | 5.2                          | 35.1                | 5.7                    | 6.1                      | 41.1    |
|         | 利用意向あり | 18.5                        | 17.5                         | 33.4                | 6.7                    | 6.8                      | 26.9    |
| 韓国      | 利用意向なし | 22.2                        | 19.7                         | 60.3                | 14.0                   | 13.2                     | 14.2    |
|         | 利用意向あり | 24.5                        | 29.0                         | 46.1                | 18.0                   | 11.9                     | 5.8     |
| 中国      | 利用意向なし | 6.5                         | 17.9                         | 45.5                | 7.5                    | 16.3                     | 28.8    |
|         | 利用意向あり | 25.3                        | 33.3                         | 35.8                | 12.0                   | 12.4                     | 10.1    |
| オーストラリア | 利用意向なし | 35.7                        | 10.5                         | 37.5                | 8.3                    | 8.6                      | 32.6    |
|         | 利用意向あり | 30.0                        | 24.6                         | 37.1                | 10.9                   | 6.3                      | 15.1    |
| インド     | 利用意向なし | 20.2                        | 15.5                         | 24.4                | 7.8                    | 8.3                      | 39.3    |
|         | 利用意向あり | 35.1                        | 39.1                         | 25.6                | 12.3                   | 5.0                      | 4.9     |



# シェアリングエコノミー検討会議における議論の例

## 1. シェア事業者が担う責任について

シェア事業者が提供しているプラットフォームの多くはCtoCマッチングプラットフォーム。サービスを提供する者と提供を受ける者の行為の責任をシェア事業者がどこまで負うか。

### ➤ 単なる「場」の提供

→シェア事業者の責任は低い

例えば、公園で開催されたフリーマーケットで店と客の間にトラブルが起きたとき、公園管理者にその責任を求める場面はあまり想定されない

### ➤ シェア事業者がCtoCの取引の成立に積極的に尽力

→適切に関与すれば取引の安全性が向上するが、関与するほどシェア事業者の責任の度合いは高まる

消費者側からはシェア事業者に責任を持ってほしいという声上がる一方で、シェア事業者の責任について一定の限度を示すことが必要ではないか等、様々な意見が出た。

## 2. 信頼性の確保について

シェアリングエコノミーの信頼メカニズムとして多くの場合、提供者と利用者を相互にレビューする機能が提供されている。

この機能について

➤ 悪い評価を受けるような行動をしないというように、サービス品質を確保する手段となっているという意見がある一方で

➤ 人の生命・身体に危害を与える場合など、非常に確率が低く、重篤度の高い事故はめったに起きないのでこのような場合に、レビューシステムは全く機能しないという意見も見られた。

# シェアリングエコノミー検討会議中間報告書（平成28年11月）

## 1. 概要

シェアリングエコノミーは、我が国に散在する遊休資産やスキル等の有効活用を進めるとともに、潜在需要を喚起し、イノベーションと新ビジネスの創出に貢献する可能性を有している。シェアリングエコノミーの健全な発展に向け、民間団体等による自主的なルール整備をはじめとした必要な措置の検討に資するため、平成28年7月より、内閣官房IT総合戦略室長（政府CIO）の下に、シェアリングエコノミー検討会議を開催。平成28年11月、シェアリングエコノミー推進プログラム（中間報告書）を公表。

## 2. シェアリングエコノミーの特徴

シェアリングエコノミーとは、「個人等が保有する活用可能な資産等（スキルや時間等の無形のものを含む。）を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動」と、便宜的に捉えることとする。

- B to C から C to C へ
- プロのサービスからアマチュアのサービスへ
- シェア事業者ではなく個人等がサービスの責任主体
- 個人等の資産や能力が、他の個人等による活用へと水平展開されるサービスモデル（タテからヨコへ）
- 個人等にとって既存リソースを一時的に市場化するメカニズム
- サービスの提供者と利用者間の信頼が重要
- 事後評価の仕組みを活用

## 3. シェアリングエコノミーの発展で期待される効果

- 一億総活躍社会の実現
- 新しい体験の提供と経済成長への貢献
- 資源の効率的な活用
- 地方創生・地域共助
- イノベーション創出
- 国際動向と調和した我が国の持続的発展

## 4. シェアリングエコノミーの発展に向けた課題

- 我が国では、シェアリングエコノミーのデメリット・利用したくない理由として、「**事故・トラブル時の対応に不安**」が特に多い。
- 様々な分野に進展するほど、シェアリングエコノミーにおける個人間等の一時的取引が、従来型の個別サービスの営業ごとに規定された**現行法令（＝「業法」）に抵触する可能性が高まる**。
- 我が国では、諸外国と比較して、シェアリングエコノミーの**認知度や利用意向、利用率が総じて低い**。

# シェアリングエコノミー推進プログラムの概要①

## I. 基本方針

シェアリングエコノミーは、既存リソースの効率的な活用や、個人による多種多様なサービスの提供・享受を可能とし、社会課題の解決が期待。シェアリングエコノミーの健全な発展を通じて、一億総活躍社会の実現、経済成長、資源の有効活用、地方創生・地域共助、イノベーション創出、国際動向と調和した我が国の持続的発展に寄与することを目指す。

## II. 具体的施策

### 1. 自主的ルールによる安全性・信頼性の確保

- 従来のような B to C とは異なり、不特定多数の個人間の取引（C to C）を基本としているため、「事故・トラブル時の不安」の低減が普及を進める上で課題。このため、シェア事業者による自主的ルールの整備・活用を促進し、安全性・信頼性を確保。

### シェアリングエコノミー・モデルガイドライン

#### <主な内容>

#### ①サービス提供に関するリスク等の自己評価の実施

シェア事業者は、以下の自己評価を実施。

- ア 生命・身体に危害を与える可能性評価及び講ずる対策によるリスク低減効果の評価
- イ 弁護士等の活用による明らかな法令違反の調査及び法令違反とならない根拠の明確化

#### ②シェア事業者が遵守すべき具体的事項

- ア <登録事項> 安全確保が求められるサービスについては公的身分証を登録させる等**本人確認**を行うこと 等
- イ <利用規約等> **違法・権利侵害**となるサービス提供を**禁止**すること 等
- ウ <サービスの質の誤解を減じる事前措置> 提供者が**個人の場合はその旨を表示**すること 等
- エ <事後評価> **評価の仕組み**を設けること 等
- オ <トラブル防止及び相談窓口> **相談窓口**を設置すること、安全確保が求められるサービスは**賠償責任保険**等、万一の事故に備えること 等
- カ <情報セキュリティ> 従業員の**教育**、外部からの**不正アクセス等の防止**、**最新情報の収集** 等

# シェアリングエコノミー推進プログラムの概要②

## Ⅱ. 具体的施策

### 2. グレーゾーン解消に向けた取組等

#### (1) 弁護士等の活用による法令調査・法令違反でない根拠の明確化の推奨

- シェア事業者の社会的なアカウンタビリティを高める取組を推奨。

#### (2) グレーゾーン解消制度・企業実証特例制度の活用 of 推奨・支援

- 適法なサービスのマッチングであることを明確化したいシェア事業者に対して、活用を推奨、必要な支援を実施。

#### (3) 現行規制の検証

- 政府の規制改革推進会議等の場において、シェアリングエコノミーの推進に関し、国家戦略特区等の活用も含め、規制の在り方について、消費者の利便性向上、安全性の確保、外部不経済、国際競争力の強化等に留意しつつ、幅広く議論。

### 3. シェアリングシティー構想の推進

#### (1) 自治体とシェア事業者の連携実証等

- 自治体とシェア事業者が連携して実証を行い、シェアリングエコノミーの地域への導入に当たって克服すべき課題を特定。またその解決に資するベストプラクティスモデルを構築し、他の地域へ横展開。

#### (2) シェアリングエコノミー導入自治体の事例集（ベストプラクティス集）の作成・共有

#### (3) シェアリングエコノミー伝道師（仮称）の派遣

### 4. シェアリングエコノミーの普及・啓発

#### シェアリングエコノミー普及シンポジウムの開催その他の普及・啓発活動の実施

## Ⅲ. 推進体制

#### シェアリングエコノミー促進センター（仮称）の設置

- 情報提供・相談窓口機能のほか、自主的ルール of 普及・促進、関係府省等との連絡調整、ベストプラクティスの紹介、その他のシェアリングエコノミーの促進に関する取組を推進するセンターを政府部内に設置。
- センターにおいて、毎年1回、進捗状況を公表。サービスの進展を踏まえて、モデルガイドラインを含め、適宜施策を見直し、着実に推進。

# 平成29年度の政府決定（シェアリングエコノミー関連）

## 未来投資戦略2017 – Society5.0の実現に向けた改革 –（平成29年6月9日閣議決定）

### Ⅱ．Society 5.0の横割課題

#### B．価値の最大化を後押しする仕組み

##### 7．シェアリングエコノミー

- ・ 本年1月に開設されたシェアリングエコノミー促進室を中心に、「シェアリングエコノミー推進プログラム」に基づき 民間団体等の自主的ルールの普及展開によるシェアリングエコノミーの安全性・信頼性の確保を高めるほか、今後議論の本格化が見込まれる官民協働による 国際的なルールづくり等の場に参画し、我が国の取組事例の積極的な発信を通じて 国際的な合意形成に貢献する。
- ・ シェアリングエコノミー促進室において、民間事業者・地方公共団体等からの相談に適切に対応して必要な情報提供や調整、法令解釈に係るグレーゾーン解消制度の活用等に向けた支援を行う。また、これらの相談対応や今後のシェアリングエコノミーの進展・変化によって施策を見直す必要性や 分野横断的な課題等が生じた場合には、必要に応じて検討を行う。
- ・ シェアリングエコノミーを活用した地域の社会課題解決や新しい生活産業の実装による地域経済の活性化のため、シェアリングエコノミー伝道師の地方公共団体派遣や、民間事業者と地方公共団体をマッチングする仕組の本年度中の整備等を進め、大都市圏や地方中核都市、過疎地域等の異なる課題を抱える地方公共団体ごとに、モデルとなる シェアリングエコノミー活用の事例を本年度中に少なくとも30地域で創出することを目指す。また、抽出された ベストプラクティスを本年度中目途に取りまとめ、幅広い地方公共団体への横展開・普及啓発を進める。

## 新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）

### 第3章 生産性革命

#### 1．中小企業・小規模事業者等の生産性革命

##### 5）地域中核企業等による地域経済の活性化

- シェアリングエコノミーや地域密着型の I o Tを活用した地域課題解決や地域活性化を図るため、地域の優良事例の創出と全国展開に向けた総合的支援や通信環境の整備を行う。

## IT新戦略策定に向けた基本方針（平成29年12月22日 IT本部等決定）

### Ⅱ．IT新戦略の基本的方向性

#### 3．地方のデジタル改革

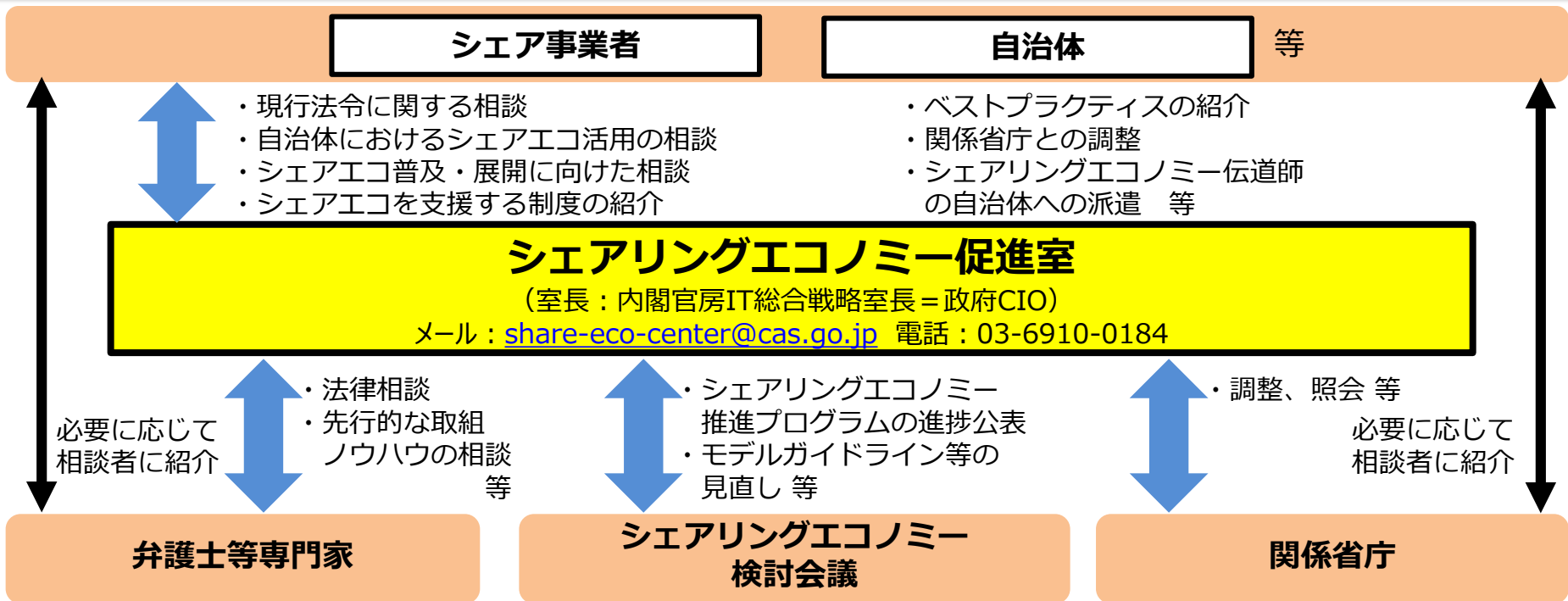
##### (3) IT／データ活用による行政・生活サービスの高度化

（略）遊休資産の活用（シェアリングエコノミー）による、空き施設・空き家等の活用、女性・高齢者の働き場の創出などに取り組む。27

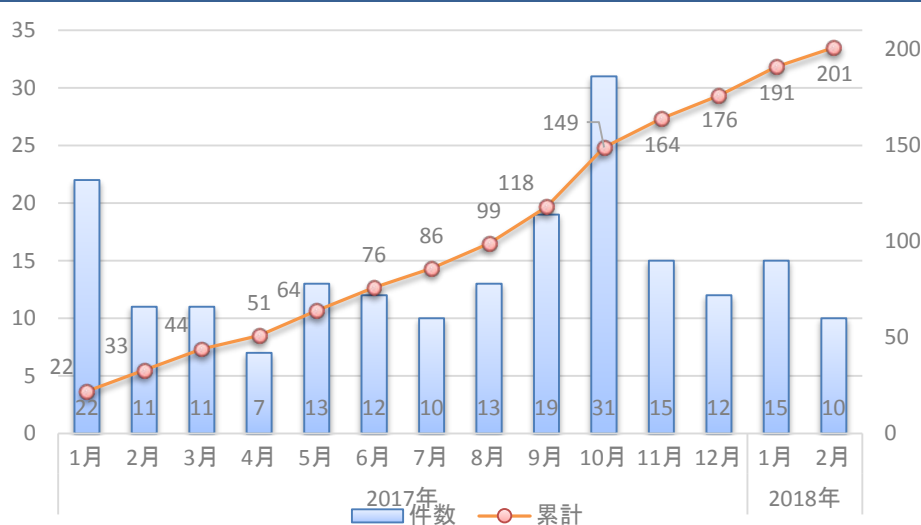


# シェアリングエコノミー推進プログラムの進捗状況

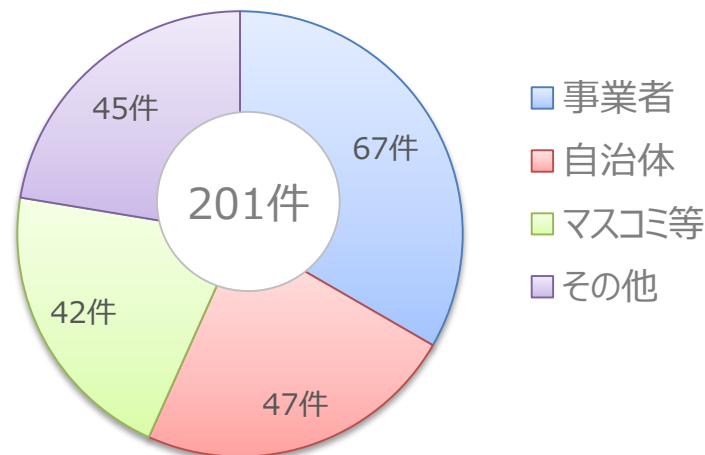
シェアリングエコノミー推進プログラムの進捗状況 ― シェアリングエコノミー促進センター（仮称）の設置  
**シェアリングエコノミー促進室（政府相談窓口）の開設（平成29年1月）**



**表1：相談受付件数の推移（累計）**



**表2：相談者の属性区分**



シェアリングエコノミー推進プログラムの進捗状況 — 自主的ルールによる安全性・信頼性の確保  
(一社) シェアリングエコノミー協会による認証マーク付与の仕組み

- ✓ 平成29年3月、(一社) シェアリングエコノミー協会は、認証委員会を立上げ。
- ✓ 内閣官房が作成した「シェアリングエコノミー・モデルガイドライン」を基に、
  - ①利用者の安全性・信頼性を確保するためのサービスの設計及びこれらを維持するための措置を講ずる体制を整備している**シェア事業者を認定し**、
  - ②その旨を示す**認証マークを付与し**、
  - ③事業活動に関して**認証マークの使用を認める仕組み**を運用。
- ✓ 認証を受けた**シェア事業者は保険の割引を受けられる等のメリット**がある。
- ✓ 平成29年7月、第1弾として、**認証取得事業者（6サービス）**を発表。
- ✓ 平成29年11月、第2弾として、**新たに認証取得事業者（9サービス）**を発表。

【第1弾認証取得事業者】

株式会社 AsMama（子育てシェア）  
株式会社タスカジ（タスカジ）  
ランサーズ株式会社（Lancers）  
Uber Japan株式会社（Uber）  
株式会社スペースマーケット（スペースマーケット）  
株式会社ガイアックス（TABICA）

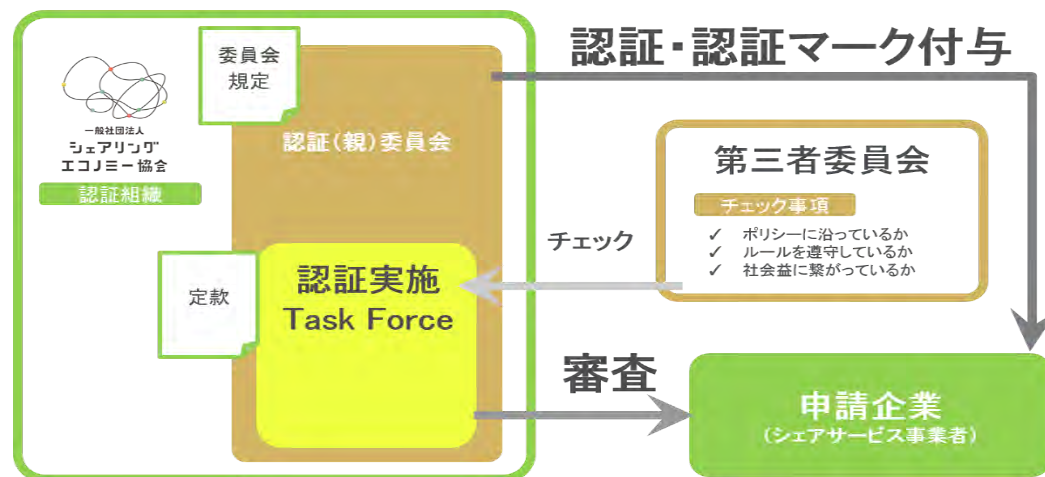
【第2弾認証取得事業者】

株式会社エニタイムズ（ANYTIMES）  
株式会社ココナラ（ココナラ）  
Life Support Lab株式会社（iRepairs Lab）  
株式会社スペイシー（Spacee）  
株式会社クラウドケア（Crowd Care）  
株式会社クラウドワークス（クラウドワークス）  
株式会社notteco（notteco）  
セントワークス株式会社（かじなび）  
Uber Japan株式会社（UberEATS）

<認証マーク>

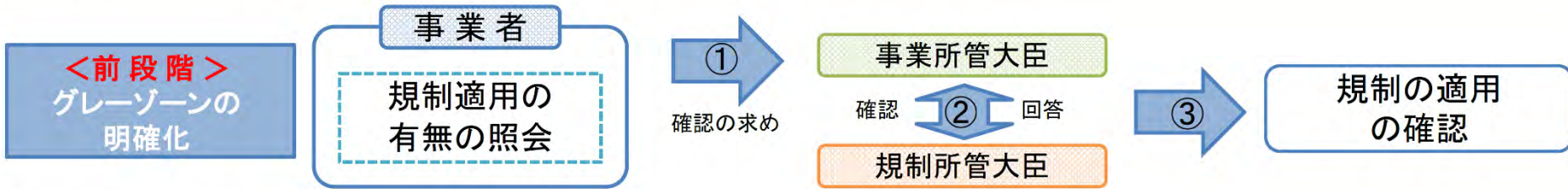


このマークは、本サービスが内閣官房IT総合戦略室が策定したモデルガイドラインの遵守すべき事項を基にシェアリングエコノミー協会が策定した自主ルールに適合していることを示すものです。



## グレーゾーン解消制度の概要

事業者が、現行の規制の適用範囲が不明確な分野においても、安心して新事業活動を行い得るよう、具体的な事業計画に則して、あらかじめ、規制の適用の有無を確認できる制度。



### 制度のポイント

- 事業所管大臣が、意欲ある事業者の新たな挑戦を支援する立場に立って、規制所管大臣と協議を行う。
- 仮に、確認の結果、規制の対象であることが明らかになった場合、事業所管大臣は、事業者の意向を踏まえつつ、
  - ① 「企業実証特例制度」を活用し、規制の特例措置を提案する、あるいは、
  - ② 規制に抵触しない形に事業計画を変更することを含め、きめ細かい指導・助言を行う。
- 事業開始後における規制所管大臣又は利害関係者とのトラブルリスクを未然に回避。

### 制度の流れ

- ① 事業者は、照会書に必要事項を記入し、事業所管大臣に申請。
- ② 申請を受けた事業所管大臣は、規制所管大臣に規制の適用の有無を確認。規制所管大臣は、事業者の具体的な事業計画に即して、規制の適用の有無を判断し、事業所管大臣に回答。
- ③ 規制所管大臣の回答は、事業所管大臣から事業者へ通知。

(出典)第6回シェアリングエコノミー検討会議

【資料6-2】グレーゾーン解消制度及び企業実証特例制度について より

## グレーゾーン解消制度の活用事例

- シェアリングエコノミーの分野においても、グレーゾーン解消制度を活用が進んでいる。

### 事例 中長距離相乗りマッチングサービス

#### 【事業内容】

自動車で中長距離を移動するドライバーと、同区間の移動を希望する人（ユーザー）をマッチングし、実費相当での相乗りを実現するサービス。

#### 【照会内容】

当該事業において、道路通行料及びガソリン代を収受してユーザーを相乗りさせるドライバーの行為が、道路運送法に規定する「旅客自動車運送事業」に該当するか否かについて照会。

#### ＜照会結果⇒該当せず＞

#### 【成果】

- ・相乗りにより中長距離を安価に移動することを望むユーザーのニーズを満たすサービスが展開されることが期待される。

### 事例 スマートチェックイン民泊サービス

#### 【事業内容】

宿泊施設に玄関帳場（フロント）を設置せず、コンビニ等にチェックインポイントを設け、そこで入手する電子鍵を用いるスマートロックを活用した民泊サービス。

#### 【照会内容】

旅館業法上の簡易宿所営業の許可を受けるに当たり、その宿泊施設における玄関帳場の設置は、都道府県等が条例で定めた場合を除き義務づけられるか。

#### ＜照会結果⇒義務づけられない＞

#### 【成果】

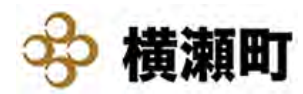
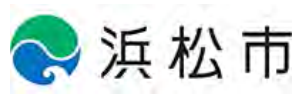
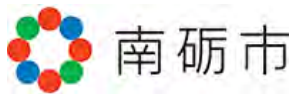
- ・宿泊者の確認等に必要な業務のICT化が進み、多様な民泊サービスの提供が期待される。



# 自治体におけるシェアリングエコノミー導入事例

- 平成29年11月、シェアリングエコノミー協会は、シェアサミット2017にてシェアリングエコノミーサービスを活用し、地域課題解決に取り組む都市を「シェアリングシティ」として15自治体を認定した。

## シェアリングシティ認定 (全15自治体)

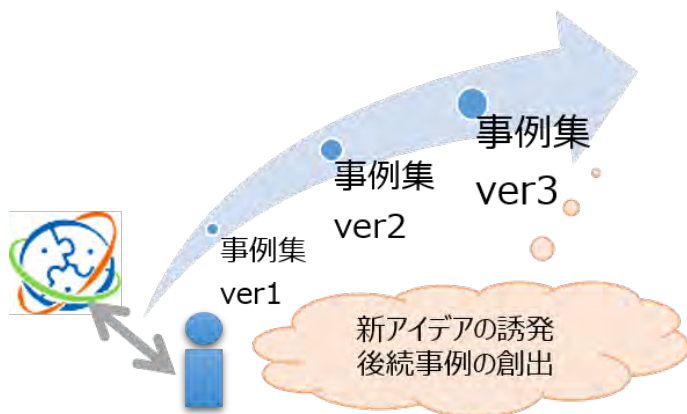


### <シェアリングシティ認定自治体の例>

| 自治体 | 地域の課題等                                 | 取組                                                                                                                                            |
|-----|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | 島原城等文化施設の収益化等<br>観光事業の活性化が課題           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・島原城等の観光施設をスペースマーケットに掲載<br/>全国に向けてPRし収益化を目指す</li> <li>・「軒先パーキング」と連携した駐車場シェアリングを実施</li> </ul>           |
|     | 人口流出が加速し、少子高齢化が進む。<br>働く場所が少なく、人口流出が続く | <ul style="list-style-type: none"> <li>・多久市ローカルシェアリングセンターを通してクラウドソーシング活用のサポートを実施</li> <li>・多久市観光協会・ローカルシェアリングセンターを通して新しい体験観光を創造・発信</li> </ul> |

# シェアリングエコノミー推進プログラムの進捗状況ーシェアリングシティー構想の推進 「シェア・ニッポン100」（シェアリングエコノミー活用事例集）の公表

- 平成30年3月、内閣官房シェアリングエコノミー促進室は、地域における社会課題解決や経済活性化のためにシェアリングエコノミーを活用した取組事例をとりまとめ、「シェア・ニッポン100 ～未来へつなぐ地域の活力～（平成29年度版）」を公表。順次改訂を行い、2020年度までに少なくとも100事例まで充実化を図る。
- 事例集の内容を広く発信するとともに、シェアリングエコノミー伝道師の派遣等を通じ、ベストプラクティスとして地方にも展開。





# シェアリングエコノミー推進プログラムの進捗状況 ― シェアリングシティー構想の推進 「シェア・ニッポン100」(シェアリングエコノミー活用事例集)の掲載事例①

## 1. 北海道天塩町の事例

### 1. 北海道天塩町(てしおちょう)における取組 (取組主体:天塩町)

コストシェア型の「相乗り」マッチングサービスを導入し、住民相互の助け合いにより、地域住民の足を確保



### 1. 北海道天塩町(てしおちょう)における取組 (取組主体:天塩町)

#### 取組のポイント

- サービスの認知度向上のための取組
  - 広報による周知においては、高齢者は小さい文字が判別しづらいような広報物をあまり読まない傾向にあるため、できる限り分かりやすく伝えるチラシを作成するとともに、説明が必要な方には役場に電話してもらうように誘導
  - 通院以外でも使えることをアピール、興味・関心を持ってもらうきっかけ作りのために、相乗りツアーを3回開催(ドライバー13名、同乗者31名の計44名が参加)
  - 輸入車販売大手と連携し、専用車両を期間限定で無償貸与キャンペーンを実施。自分のクルマでは相乗りが抵抗がある方向けの対応、および結団作りによる認知拡大に寄与
- サービスの提供者(ホスト)・利用者(ゲスト) 掘り起しのための取組
  - 広くドライバー及び利用者を募るため、広報誌や住民回覧への掲載を行ったほか、老人クラブでの説明会や意見交換会などを実施(H28年度3回、H29年度3回)
- スマートフォンなどを使うことができない利用者向けの取組
  - 相乗りマッチング事業の運営を行う株式会社nottecoと提携し、実証実験を実施。専用サイトおよび電話による受付・相談窓口の開設(スマートフォン・インターネットを所有・使用できない高齢者への電話での対応)、配車対応のオペレーション、利用マニュアルの作成などを行い、利用者向けのサポートを充実
- (民間事業者のサービスを利用した場合) 公平性の確保のための取組 特になし
- サービスの安全・安心を確保するための取組
  - 知らない人の運転するクルマに乗る不安を払拭するために、ドライバーの顔が見えるように交流会を開催
- 法律や条例との整合性を確保するための取組
  - 取組開始時において既存法の適用について国土交通省・地方運輸局に相談と確認。また、産業競争力強化法(経済産業省)に基づくグレーゾーン解消制度の成果に基づき事業を運営
- 補完・連携した既存の公共サービスの内容 特になし
- 広域連携のための取組 特になし
- その他 特になし

#### 残された課題、継続取組事項

- 利用者が一部の住民に限定されており、特に少数のドライバーに過度に依存(万一事故が起きた場合にドライバー責任となる心理的負担やドライブの対価としてのインセンティブが低いことが要因と考えられる)
- バスやタクシーと同様のサービスとの誤解あり
- ⇒ 広報や相乗りツアーの実施など認知度向上に向けた取組を継続

## 2. 徳島県徳島市における取組

### 26. 徳島県徳島市における取組 (取組主体:徳島市、株式会社パナソニック)

阿波おどり実施期間における慢性的な宿泊施設不足解消、経済効果の創出、地域住民と旅行者の交流推進を目的にイベント民泊を実施し、延べ宿泊人数273人の受入を実現



### 26. 徳島県徳島市における取組 (取組主体:徳島市、株式会社パナソニック)

#### 取組のポイント

- サービスの認知度向上のための取組
  - 市のホームページ・広報誌による告知、テレビ、ラジオ等メディアと連携した周知
- サービスの提供者(ホスト)・利用者(ゲスト) 掘り起しのための取組
  - より多くの自宅提供者(ホスト)を集めるため、市内のコミュニティセンターなどを活用し説明会を実施(期間1か月の間で合計7回)。参加申し込み方法や実施に当たっての留意事項等を説明
  - 宿泊者募集のため、専用募集サイトを作成したほか、イベントによるプロモーションを実施
  - スマートフォンなどを使うことができない利用者向けの取組
  - ホストに向け、事務局員が個別支援を実施
- (民間事業者のサービスを利用した場合) 公平性の確保のための取組
  - 受託事業者(事務局)は公募型プロポーザル方式により決定(株式会社パナソニックが受託)
  - 公募時の募集要項・契約書において、公平なサービス提供について明記
- サービスの安全・安心を確保するための取組
  - ホスト選定の際は、事務局が書類審査、現地調査などを実施。選定後も、宿泊者への対応方法、イベント民泊のルール、関連法規の順守、損害保険の加入推奨等に関する研修を実施。なお、市においても「イベント民泊保険」に加入し、自宅提供者(ホスト)及び宿泊者に事故・盗難等が発生した場合における対応をより万全なものとした。
- 法律や条例との整合性を確保するための取組
  - 徳島県、警察、保健所、消防などの機関と十分に連携し、民泊実施における法令遵守を徹底した。
- 補完・連携した既存の公共サービスの内容 特になし
- 広域連携のための取組 特になし
- その他 特になし
- 言葉のわからない外国人旅行者のため、事務局がチェックインサポートを行った。

#### 残された課題、継続取組事項

- 今後も阿波おどり実施期間中の宿泊施設不足は課題となる。阿波おどり期間中など、大規模イベント時等における民泊を推進する上で、住宅宿泊事業法を活用した民泊を推進していく。



(取組主体:喜多方市、軒先株式会社)

### 導入前の状況（課題）

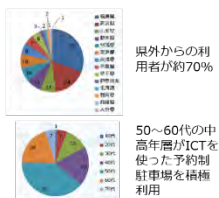
- 課題に対する取組

- ・喜多市と軒先パーキングが連携し、駐車スペースを開拓
- ・市の広報誌にて取組の紹介と駐車場貸主の募集告知を各戸約12000枚配布。市役所にて市民向け説明会＋個別相談会を実施
- ・地元商工会と連携。土日祭日の従業員用駐車場、店舗休業日のお客様用駐車場を活用
- ・結果徒歩圏内に182台の駐車場を確保



## 導入後の状況（取組の効果）

- ・これまで収益性ゼロだった未  
利用スペースを、登録するだ  
けで売上19.4万円を達成。  
未利用スペースの価値化に成  
功
- ・渋滞、騒音、ゴミ問題など、  
地元住民にとって景観以外メ  
リットが無かった花見イベン  
トが収益化。地域住民も積極  
参加するイベントに変化



#### 4. 長崎県島原市の事例

(取組主体:島原市)

### 導入前の状況（課題）

- ・島原城や日本名水百選に選ばれた湧頭、温泉など豊富な観光資源がある一方、平成2年の雲仙・普賢岳の噴火災害の以前と比べると、観光入込客数は7割程度に低下（約140万人）
- ・観光プロモーション、観光施設管理、物販を一体的に行うため、市内観光組織を統合・移行し、「株式会社島原観光ビューロー」を設立（平成28年10月）
- ・観光DMOの設立に際し、以下のような課題に直面
  - 運営の観光施設の魅力向上、収益力強化
  - 対外的なPR力の強化
  - 行政頼みの観光振興からの脱却

### 課題に対する取組

- ・ **スペースシア事業者のサイト上に観光施設を掲載し、ユーザー目線による新たな価値の発見と多面利用を促進**
- ・ 市民の主體的な参加による多様で地域性豊かな観光コンテンツを体験型観光のマッチングサイトに掲載
- ・ 地域最大のイベントである花火大会における来場者の利便性向上のための、駐車場シェアリングを活用



## 導入後の状況（取組の効果）

- ・**観光施設をコスパイベントやグランピングで利用するなど新たな活用方法を見出し**
- ・**観光関係団体や市民が主体となることで、地元ならではの魅力ある体験型コンテンツの新たな開発と情報発信につながる**
- ・**花火大会の会場周辺から計7か所36台分の駐車場ホストの申込みがあり、20台の利用実績（満車2ヶ所）。月曜駐車場が月2額3,000円の地域において、イベント時には1日3,000円でも利用されており、未利用スペースの価値化と来場者の利便性向上に寄与**

(取組主体:喜多方市、軒先株式会社)

## 取組のポイント

- (1) サービスの認知度向上のための取組
  - ・予約制駐車場シェアサービス「軒先パーキング」を運営する軒先株式会社と提携し、市の広報誌にて取組の紹介と駐車場貸主の募集告知を各戸12,000枚配布。今回の取組が地元テレビや新聞で取り上げられるなど、認知拡大に寄与
  - ・軒先社において、しだれ桜専用Webページを用意。またSNSで紹介いただき東北地域以外の利用者への認知拡大に寄与
- (2) サービスの提供者（ホスト）・利用者（ゲスト）掘り起しのための取組
  - ・駐車場貸主の募集告知を各戸12,000枚配布し、**市役所にて市民向け説明会＋個別相談会を実施**
  - ・観光交流課窓口での申込み受付も実施
  - ・**地元商工会への働きかけ並びに軒先社との連携**も行うなど、駐車スペースを提供するホストの開拓を支援
- (3) スマートフォンなどを使うことができない利用者向けの取組 特になし
- (4) （民間事業者のサービスを利用した場合）公平性の確保のための取組 特になし
- (5) サービスの安全・安心を確保するための取組
  - ・軒先パーキング利用者は対物保険に入っていることが条件のため、車両事故については問題ないが、それ以外の事故にこそなえ、実験的に損害保険ジャパン日本興亜株式会社が**保険を用意し、加入**。結果、保険が使われる事態には至らず。
- (6) 法律や条例との整合性を確保するための取組 特になし
- (7) 補充・連携した既存の公共サービスの内容 特になし
- (8) 広域連携のための取組 特になし
- (9) その他 特になし

## 残された課題、継続取組事項

- ・まだ認知度が低く、稼働率をもっと上げる必要がある（1日最大33台の予約）
- ・軒先社への問い合わせ内容が市に行く等、市と軒先社の役割分担が伝わりづらかった
- ・ラーメン・酒造など、他イベントへの展開活用を検討

(取組主体: 鳥原市)

## 取組のポイント

- (1) サービスの認知度向上のための取組
- ・株式会社スペースマーケットと提携し、島原城内の敷地を活用したグランピング体験や島原城、湧水公園、旧市役所など複数の観光施設をパッケージとして企画・プライベートを開催するなど、**目玉となるキャンペーンを展開し、話題作りによる認知拡大**に寄与
- ・着型型観光サービス「TABICA（タビカ）」（株式会社ガイアックス）と提携し、一次産業従事者など多様な関係者を観光分野に誘導し、観光ビューローのコーディネートにより市民の主体的な参加による観光コンテンツや体験型旅行メニューをマッチングサイトに掲載
- (2) サービスの提供者（ホスト）・利用者（ゲスト）層起しのための取組
- ・毎年8月下旬に開催される島原半島最大の花火大会「島原温泉力タマス花火大会」において、会場周辺の駐車場不足を解消するため、駐車場シェアの「軒先パーキング」（軒先株式会社）と連携。市が広報や説明会を開催し、駐車場スペースを提供するホストの開拓を支援。また、利用促進のため、市HPや花火大会主催者HPなどに掲載し周知
- (3) スマートフォンなどを使うことができない利用者向けの取組 特になし
- (4) 民間事業者のサービスを利用した場合 公平性の確保のための取組 特になし
- (5) サービスの安全・安心を確保するための取組 特になし
- (6) 法律や条例との整合性を確保するための取組 特になし
- (7) 補完・連携した既存の公共サービスの内容 特になし
- (8) 広域連携のための取組 特になし
- (9) その他
- ・市職員の実企業派遣研修制度を創設し、職員の意識改革及び官民協働に向けた関係構築を実現。これまで2か年で、シェアリングエコノミー事業者を各12人・15人を派遣（最長2週間研修）
- ・シェアリングエコノミーの取組を促進して、市外企業間との連携が進んでいる。「タビカとANAグループによる航空券、宿泊、体験のパッケージプラン」や「トラストパーク、軒先パーキング、タビカとの連携による九州周遊観光サービス」などを展開

### 残された課題、継続取組事項

- ・「シェアリングエコノミー」という言葉が浸透しておらず、いちいち言葉の説明から始めるため手間がかかる。
- ・自治体がどの程度関与するか、中間組織のあり方について検討が必要
- ・WEBサイト上でいくら説明しても伝わりづらいので、リアルな現場、Face to Faceが重要



# シェアリングエコノミー推進プログラムの進捗状況ーシェアリングシティー構想の推進 「シェア・ニッポン100」(シェアリングエコノミー活用事例集)の掲載事例③

## 5. 佐賀県多久市の事例

### 30. 佐賀県多久市における取組 (取組主体:多久市、特定非営利活動法人価値創造プラットフォーム) クラウドソーシングサービスと提携し、育児や介護で自宅から離れられない方や空き時間を活用したい方にITスキル向上の機会と在宅でもできる仕事を提供し、新たな就業機会を創出

#### 導入前の状況(課題)

- かつては炭鉱の町として栄えたが、昭和47年には最後の炭鉱も閉山し、人口流出が加速、現在では人口2万人を切る。
- 少子高齢化率が高く、働く場所が少ないため人口流出の歯止めがかけられない(30年間で約24%の人口減)

#### 課題に対する取組

- 高齢者や介護・子育て等を理由にフルタイムで働くことが困難な住民を対象に、ITスキルの習得・向上のための講習会を開催
- 託児やコワーキングのスペースを完備したローカルシェアリングセンター(造語)を設置し、受講生が気軽に集い、相談できる場所を提供し、サポートを充実



#### 導入後の状況(取組の効果)

- クラウドディレクター2名とクラウドワーカー37名を育成。育成事業終了後も継続的に仕事を受注
- ワーカーは子育て世代の女性が多いが、引きこもり経験のある方など外部でのフルタイム勤務が難しい方もいる。
- 多数のワーカーを抱えることで、まとまったボリュームの業務を受託できるようになっただけでなく、ワーカー間で仕事の負担調整を行うことが可能に(受注金額はチーム全体で月最大約32万円超)
- 毎月定例会を開き、ワーカー同志の情報交換や孤立感の解消を進め、スキルアップの講習等も行う。

## 6. 長野県川上村の事例

### 18. 長野県川上村における取組 (取組主体:川上村) 地域内相互扶助CtoCプラットフォーム「MAKETIME!」を構築し、女性の自己実現を図る時間を創出

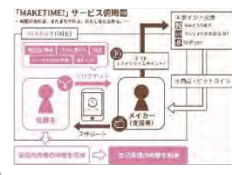
#### 導入前の状況(課題)

- 日本のレタス出荷量を誇り、比較的裕福な農村地域である一方、男性の非婚率が高い(20~40代男性平均非婚率52.0%)
- 子育て世代女性の7割が村外出身であり、高い自己実現意欲を有しているが、保守的(年功序列・プライバシーへの配慮が強い等)な傾向があり女性の自由度が低い

※女性の役割が固定化されている

#### 課題に対する取組

- 子育て世代女性の自己実現を図る時間創出を支援する。
- 子育て中の女性の家事・育児の一部を子育て期間を終えた地域住民等が分担する地域内相互扶助CtoCプラットフォームの実証実験を実施
- 上記プラットフォームの広報や女性向け創業支援のアイデアコンテストのアイデア収集にクラウドソーシングを活用



#### 導入後の状況(取組の効果)

- 2カ月の実証実験中に29名が依頼主(サービス利用者)として参加(村全体の約10%の子育て世代女性が参加)
- 家事や育児を代行してもらうことで空いた時間を利用して、村内イベントのチラシ・ポスターデザイン、個人販売用商品のパッケージ作業など、得意なスキルを活かすことで、女性の自己実現に寄与
- 実証実験のアンケートによると、回答者全員が「引き続き利用したい」と回答。また、約7割が「家事・育児に追われているママの時間を作るというコンセプトが良かった」と回答

### 30. 佐賀県多久市における取組 (取組主体:多久市、特定非営利活動法人価値創造プラットフォーム)

#### 取組のポイント

- (1) サービスの認知度向上のための取組  
クラウドソーシングの他にも、空きスペース活用や着地型観光サービス、子育て支援等のシェアリングサービスを提供する事業者10社を招請し、シェアリングエコノミーセミナーを開催。シェアリングエコノミーに対する住民の認知度と理解度を向上
- (2) サービスの提供者(ホスト)・利用者(ゲスト) 掘り起しのための取組  
地方創生加速化交付金を活用し、ローカルシェアリングセンター補助事業を実施。主な事業内容は以下のとおり  
①クラウドディレクターの育成 ②クラウドワーカーの育成 ③シェアリングエコノミーセミナーの開催  
④集い学ぶ場の運営(ワーキングサポートセンター) 等
- (3) クラウドディレクターは株式会社クラウドワークスにて2週間のディレクション実務の研修を受講し、ワーカーマネジメント方法を習得。発注案件を目利きし、ワーカーへの紹介やスキルアップの支援、品質・納品管理等を実施
- (4) ワーカー育成においては、合計24回の研修受講(無料)によりWEBライティングの基本スキルを習得後、ディレクターの指導の下でトレーニングを実践し、スキル向上を図る。
- (5) スマートフォンなどを使うことができない利用者向けの取組 特になし
- (6) (民間事業者のサービスを利用した場合) 公平性の確保のための取組 特になし
- (7) サービスの安全・安心を確保するための取組 特になし
- (8) 法律や条例との整合性を確保するための取組 特になし
- (9) 補充・連携した既存の公共サービスの内容 特になし
- (10) 補完・連携した既存の公共サービスの内容 特になし
- (11) 広域連携のための取組 特になし
- (12) 他方、行政の直営方式の運営ではノウハウに限界があるため、民間事業者による事業継続が必要。事業継承先の確保が必要

#### 残された課題、継続取組事項

- 空きスペース活用や子育て支援・家事代行等の生活支援に関するシェアリングエコノミーの活用について検討

### 18. 長野県川上村における取組 (取組主体:川上村)

#### 取組のポイント

- (1) サービスの認知度向上のための取組  
ビジョンステートメントの作成・全戸配布、広報用チラシの作成・全戸配布、オープニングイベントの実施(その模様を村内CATVで放映)、メディア取材招致、ライフスタイル動画制作・配信
- (2) サービスの提供者(ホスト)・利用者(ゲスト) 掘り起しのための取組  
ビジョンステートメントの作成・全戸配布、広報用チラシの作成・全戸配布、オープニングイベントの実施(その模様を村内CATVで放映)、メディア取材招致、ライフスタイル動画制作・配信
- (3) スマートフォンなどを使うことができない利用者向けの取組 特になし
- (4) (民間事業者のサービスを利用した場合) 公平性の確保のための取組
- (5) 事業者選定(開発業者)に関し、企画提案コンペを実施
- (6) サービスの安全・安心を確保するための取組
- (7) 事業者と共同で、リリース前のサービスのカスタマイズを実施。地域特性にあったサービスの改善を行った。
- (8) 法律や条例との整合性を確保するための取組 特になし
- (9) 補充・連携した既存の公共サービスの内容 特になし
- (10) 広域連携のための取組 特になし
- (11) その他
- (12) 女性の自己実現を図る時間の創出を目的としたコンセプトメイクを重要視。その結果、住民の賛同を得る結果となった。

#### 残された課題、継続取組事項

- 実証実験の結果、一定数のニーズが存在することが判明。他方、行政の直営方式の運営ではノウハウに限界があるため、民間事業者による事業継続が必要。事業継承先の確保が必要



シェアリングエコノミー推進プログラムの進捗状況ーシェアリングシティー構想の推進  
自治体の課題と対応するシェアリングサービスの例

| 行政サービスジャンル | 解決したい課題                                 | シェアリングサービス例                                                                                     |
|------------|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1.雇用創出     | 若者、女性に向けた地域での新しい仕事づくり                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●クラウドソーシング</li> <li>●知識・スキルのシェア</li> </ul>               |
| 2.男女共同参画   | 女性が働きやすい環境づくり                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>●知識・スキルのシェア</li> <li>●家事代行のマッチング</li> </ul>              |
| 3.社会福祉     | 子育てしやすい環境づくり                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>●送迎・託児の安心頼り合い</li> <li>●ベビーシッターのマッチング</li> </ul>         |
| 4.公共交通     | ①過疎地域での代替公共交通手段の創出<br>②観光客向けの新たな移動手段の創出 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●コストシェア型相乗り</li> <li>●カーシェア</li> <li>●シェアサイクル</li> </ul> |
| 5.観光振興     | 宿泊施設等の需要の取り込みによる観光業の活性化                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●民泊</li> <li>●駐車場のシェア</li> </ul>                         |
|            | 観光ガイド、観光体験プログラムによる観光業の活性化               | <ul style="list-style-type: none"> <li>●着地型観光体験のマッチング</li> <li>●訪日外国人旅行者向けガイドのマッチング</li> </ul>  |
| 6.公的不動産活用  | 自治体が保有する低未利用施設の利活用による稼ぐ公共施設への転換         | <ul style="list-style-type: none"> <li>●遊休スペースのシェア</li> <li>●駐車場のシェア</li> </ul>                 |
| 7.民間資産活用   | 空き家、空き店舗、空きビル等の利活用による民間不動産の活性化          |                                                                                                 |
| 8.教育       | 生涯教育                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●知識・スキルのシェア</li> </ul>                                   |
| 9.農林水産     | 農林水産資源を活かしたグリーンツーリズムの開発                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●着地型観光体験のマッチング</li> </ul>                                |
| 10.災害対策    | 災害時の緊急支援サポートの開発                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>●シェア系各社</li> </ul>                                       |

## シェアリングエコノミー伝道師とは…

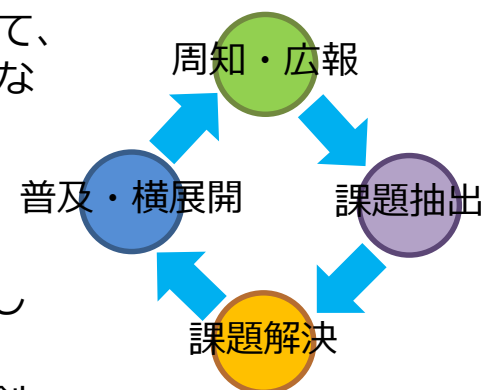
地方においてシェアリングエコノミーの導入を推進するため、  
**豊富な知見や活用の実績等を備え、シェアリングエコノミーの活用をわかりやすく説明する人材**  
(「シェアリングエコノミー検討会議 中間報告書」より抜粋)

### <シェアリングエコノミー伝道師の役割>

わが国の超少子高齢社会における諸課題に対応するため、地域内外の様々な関係者間の仲介役となり、地域独自の課題や魅力に気づき、その解決や活用に向けて、シェアリングエコノミーを一つの主要な手段として推進し、安全・安心・快適な地域環境の整備を図ること。

シェアリングエコノミーの地域への普及展開に当たっては、

- ① 既知の成功事例をよく学び、それらを参考にして、最適な解決手法を選択して導入すること
- ② さらに、地域の方と共に課題の本質を把握し、新たなソリューションを創り出して適用することを目指して活動を行うこと。



### 周知・広報

- ・シェアエコを活用した先進的な事例の収集
- ・シェアエコを活用した地域課題解決・交付金活用等に関する情報発信

### 課題抽出

- ・地方自治体等へのセミナー等
- ・意見交換を通じた地域課題の抽出

### 課題解決

- ・シェアエコ導入までの計画策定支援
- ・体制構築、シェアエコ導入・運用に向けたアドバイス

### 普及・横展開

- ・課題解決事例の収集・類型化
- ・シェアエコベストプラクティスの充実

関係省庁におけるシェアリングエコノミーに関する取組

## 総務省におけるシェアリングエコノミーに関する取組み①

## シェアリングエコノミー活用推進事業

**対象団体** 人口規模などの地域性を考慮しつつ、15程度の地方公共団体を選定

**H30予算案** 1.0億円

**上限額** 1000万円／事業

**スケジュール**

|            |                |
|------------|----------------|
| 予算成立後      | 正式募集           |
| 平成30年4～5月頃 | 募集の審査、モデル団体の決定 |
| 平成30年12月頃  | 中間報告書の提出       |
| 平成31年2月頃   | 成果報告書の提出       |

地方公共団体の進捗を管理するため、必要に応じて定期報告を求める。

※事業を通じ、情報流通行政局、内閣官房シェアリングエコノミー促進室等の参画を得て進めていく。

## 概要

- シェアリングエコノミーを活用して、地域の社会課題解決や新たな生活産業の実証・実装による地域経済の活性化を図るため、地方公共団体が実施するモデル事業を支援する。
  - ・ 地域の社会課題解決のためにシェアリングエコノミーを活用するスキームの検討・開発。
  - ・ シェアリングエコノミー活用にあたっての課題を解決し、活用を促進するための方策の検討。
- モデル事業を実施した地方公共団体から報告された成果について、分野ごとに総合的な分析、とりまとめを行い、横展開につなげる。



## 総務省におけるシェアリングエコノミーに関する取組み②

## シェアリングエコノミー活用推進事業

## 内 容

## 1. 対象分野

- ① 低未利用スペースの活用
- ② 地域の足の確保
- ③ 子育てなど女性活躍支援
- ④ 地域人材の活用

## 2. モデル事業に求められる事項

- ① シェアリングエコノミー(※)を活用していること。  
(※) 個人等が保有する活用可能な遊休資産等を他の個人等も利用可能とする経済活動。
- ② ニーズ調査等を行うこと。
- ③ 地域住民の理解を得ること。
- ④ 達成目標を定量的に設定すること。
- ⑤ 他の手法による行政サービスの提供との比較を行うこと。
- ⑥ 取組の成果について分析を行うこと。

## 3. モデル事業を通じて明らかにすべき事項

- ア 下記の局面における地方公共団体の果たす役割
  - (i) サービスの提供面
    - 認知度の向上、提供者の掘り起こしが必要(例: 広報紙の作成、交流会の開催等)
  - (ii) サービスの利用面
    - 認知度の向上、利用者の掘り起こしが必要(例: 広報紙の作成、交流会の開催等)
    - 利用者の不安軽減が必要(例: 利用者の不安軽減に向けた説明会・体験会の開催等)
  - (iii) 提供者と利用者のマッチング面
    - デジタルディバイドへの対応を検討(例: 電話受付等代替手段の提供等)
- イ 持続可能なスキームとするための、プラットフォーム、サービス提供者、サービス利用者、地方公共団体間の適切な役割分担、費用負担
  - 初期投資に加え、継続的なランニングコストを考慮することが必要
- ウ シェアリングエコノミー以外の手法による行政サービスの提供との比較
  - シェアリングエコノミー活用の意義を明らかにすることが重要
- エ 地方公共団体がシェアリングエコノミーを活用するに当たって留意すべき課題
  - (i) 安全面・制度面
    - 安全性の確保に留意することが必要(例: 提供者の条件設定等)
    - 関係機関とのコミュニケーションを図ることが重要(例: 関係機関との調整等)
  - (ii) 他の支援制度との連携
    - 他の支援制度と適切に連携することを検討(例: シェアリングエコノミー伝道師の活用、IoTサービス創出支援事業等)
  - (iii) 推進体制の整備
    - プロデューサー的な視点を持った存在が重要(例: 中間組織の設置等)
    - サービス利用者の不安を軽減することが必要(例: 相談窓口の設置等)
  - (iv) その他
    - 既存事業者との調整が重要
    - 満足度等成果分析を行うことが重要

(出典)第9回シェアリングエコノミー検討会議

【資料9-2】総務省におけるシェアリングエコノミーに関する取組について より

## 総務省におけるシェアリングエコノミーに関する取組み③

## IoTサービス創出支援事業の概要

12

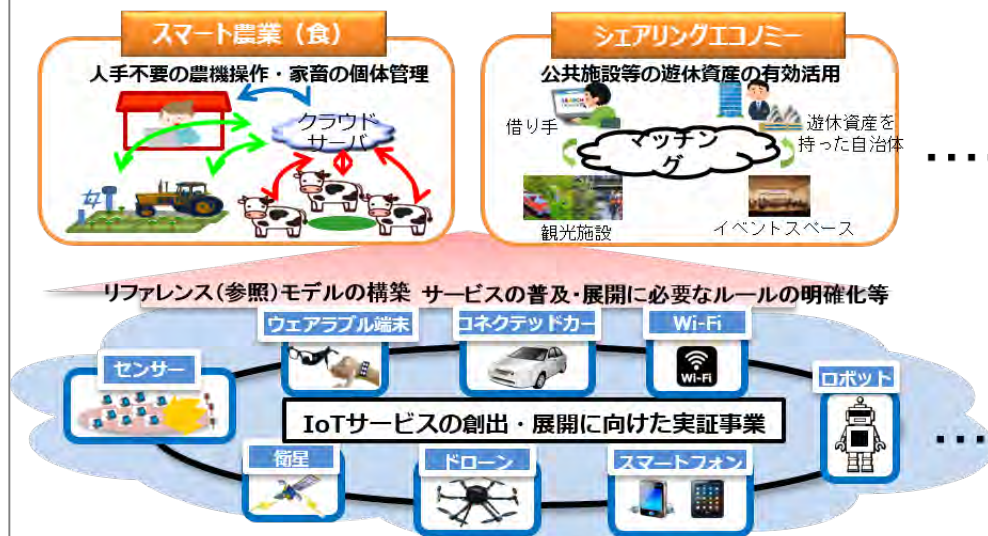
## 施策の目的

第4次産業革命の実現に向け、IoTサービスの創出・展開に当たって克服すべき課題を特定し、その課題の解決に資する参照モデルを構築するとともに、必要なルール整備等につなげる。

## 施策の概要

第4次産業革命の実現に向け、防災、農業、シェアリングエコノミー等の生活に身近な分野においてIoTを活用した実証事業を実施し、これらの分野における新たなIoTサービスの参照モデルを構築するとともに、当該サービスの普及・展開に必要なルールの明確化等を行う。

## 事業イメージ



対象分野：①都市、②家庭、③防災、  
④放送・コンテンツ、⑤医療・福祉、  
⑥教育、⑦農業、⑧地域ビジネス、  
⑨シェアリングエコノミー 等

提案主体：地方公共団体、大学、データを扱うユーザ企業等から構成される地域のコンソーシアム

上 限 額：6,000万円

成 果：（1）IoTサービスの創出・展開に当たって克服すべき課題の解決に資する先行的な参照モデルの構築

成 果：（2）必要なルールの明確化等  
⇒ 第4次産業革命の実現（付加価値創出30兆円）に寄与

|             |            |
|-------------|------------|
| H27補正予算額    | 2.9億円（8件）  |
| H28第2次補正予算額 | 7.0億円（17件） |
| H29当初予算額    | 5.1億円（9件）  |
| H30当初予算案    | 5.0億円      |

「未来投資戦略2017」における記載

## 第2 具体的施策 I 1. データ利活用基盤の構築（2）iv）

「地域の課題解決を促進するため（中略）、データ利活用に資するIoTの地域実装に係る計画策定支援、専門人材派遣等の人的支援、必要なルールの明確化（中略）を積極的に行い、（後略）」

（出典）第9回シェアリングエコノミー検討会議

【資料9-2】総務省におけるシェアリングエコノミーに関する取組について より



## 総務省におけるシェアリングエコノミーに関する取組み④

## 地域IoT実装推進事業(2018年度)

9

## ●事業概要

- ・「地域IoT実装推進ロードマップ」(平成28年12月とりまとめ、平成29年5月改定)における「分野別モデル」における成功モデルの普及展開を推進するため、IoT実装に取り組む地域に対して、初期投資・連携体制の構築等にかかる経費を補助。
- ・成功モデルの民間プラットフォームを利用して複数地域が連携する地域IoTの普及展開方を推奨(単独地域も可)。
- ・市町村が実施主体となる場合は、市町村官民データ活用推進計画の策定を申請の条件とする。

## ●事業スキーム

補助対象：都道府県及び指定都市を除く地方公共団体、民間事業者等

補助率：○都道府県及び指定都市を除く地方公共団体のうち、条件不利地域(※)に該当する地方公共団体は定額補助(補助額上限1,500万円)又は

事業費の1/2補助(補助額上限2,000万円)

○都道府県及び指定都市を除く地方公共団体(○を除く)並びに民間事業者については、事業費の1/2補助(補助額上限2,000万円)

(※)過疎地域、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯

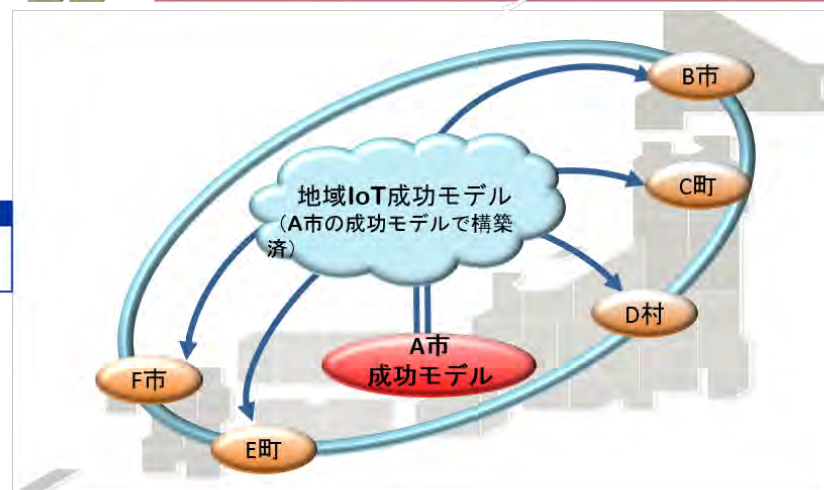
当初予算額 (億円)

| H28 | H29 | H30(案) |
|-----|-----|--------|
| —   | 2.2 | 4.0    |

※平成30年度は、下図の分野別モデルのうち、**赤字・下線の分野別モデルに限定して実施。**

## 地域IoT実装の「分野別モデル」

## 分野別モデルの普及展開イメージ



(出典)第9回シェアリングエコノミー検討会議

【資料9-2】総務省におけるシェアリングエコノミーに関する取組について より

## 総務省におけるシェアリングエコノミーに関する取組み⑤

## 地域におけるIoT実装推進のための特別交付税措置(2018年度)

11

○2018年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について

「地域IoT実装推進ロードマップ」に基づき、実証から実装段階に移った農林水産業、防災又は教育等の国民の生活に身近な分野（注）におけるICT/IoTの活用促進モデルを横展開するため、国庫補助事業（地域IoT実装推進事業）と連携して、地方単独事業として実施するIoTの地域実装に要する経費について、特別交付税措置を講じることとしている。

（注）農林水産業、医療・介護・健康、防災、観光、教育、働き方、地域ビジネス、官民協働サービス、スマートシティ、IoT基盤

## 事業スキーム

## 支援対象

## 地方公共団体及び民間事業者等が要する地域IoTの実装のための初期投資費用

- ・国庫補助事業（地域IoT実装推進事業）により実装済みのICT/IoTの活用促進モデルの横展開
- ・対象経費は、センサーやタブレット等の地域IoTの実装に必要な物品の購入費、データ入力費、クラウドシステム接続費、クラウドシステム通信費（ランニング経費）等



## 地方費【特別交付税措置】

- ・措置率：1／2
- ・対象経費の上限額：2,000万円
- ・財政力補正あり
- ・「地域IoT実装推進事業評価会」※による選定（7月頃、11月頃）を実施。

※ 2017年度においては、本評価会において、地域IoT実装推進事業を通じて普及展開を図るべき成功モデルの選定、評価基準の策定、事業の採択審査及び採択された事業の実施に関する助言・評価を実施していたところ、2018年度においては、これらに加え、「地域におけるIoT実装推進のための特別交付税措置」の対象案件の選定を実施。

（出典）第9回シェアリングエコノミー検討会議

【資料9-2】総務省におけるシェアリングエコノミーに関する取組について より



## 総務省におけるシェアリングエコノミーに関する取組み⑥

## 地域情報化アドバイザーの活用

4

- 地域が抱える様々な課題を解決するため、ICT/IoTを利活用した取組を検討する地方公共団体等からの求めに応じ、ICT/IoTの知見等を有する「地域情報化アドバイザー」を派遣し、ICT/IoT利活用に関する助言等を行う。
- 政府CIOが任命したシェアリングエコノミー伝道師を、本制度により派遣し、地方公共団体等のシェアリングエコノミーの取組を支援(平成29年8月から派遣開始。平成29年度は10件の派遣を決定。)

## 派遣の仕組み



## シェアリングエコノミー伝道師の派遣実績(29年度)

| 派遣日     | 派遣先団体                     | 派遣アドバイザー |
|---------|---------------------------|----------|
| 8/3     | いわてシェアリング・エコノミー推進協議会(岩手県) | 積田 有平    |
| 8/14    | 瀬戸内町(鹿児島県)                | 石崎 方規    |
| 8/22    | (一社)地域問題研究所(愛知県)          | 石山 アンジュ  |
| 9/8     | 大津市(滋賀県)                  | 積田 有平    |
| 9/20    | 加賀市(石川県)                  | 佐別当 隆志   |
| 10/25   | NPO法人NEXT熊本(熊本県)          | 石山 アンジュ  |
| 12/12   | 大分県(大分県)                  | 佐別当 隆志   |
| 1/17    | 武雄市(佐賀県)                  | 石崎 方規    |
| 1/22,23 | 関市(岐阜県)                   | 石崎 方規    |
| 2/14    | 5県2市地域情報化推進協議会(広島県)       | 積田 有平    |

(出典)第9回シェアリングエコノミー検討会議

【資料9-2】総務省におけるシェアリングエコノミーに関する取組について より

## 総務省におけるシェアリングエコノミーに関する取組み⑦

## 地域IoT官民ネットとSHARE SUMMIT2017の合同イベント

14

- IoT推進に意欲的な自治体とIoTビジネスの地方展開に熱心な民間企業等が参加するネットワーク（地域IoT官民ネット）を平成29年7月に設立。（参加自治体:121団体 参加企業:182団体(平成30年2月28日現在)）
- プロジェクトの1つであるIoTデザインハブ（自治体と企業のマッチング）と「SHARE SUMMIT2017」(\*)が連携して、シェアリングエコノミーをテーマにした合同イベントを開催。

【開催日】 平成29年11月8日（水）【参加者数】 自治体12名、企業24名

【登壇者】 古川・島原市長、富田・横瀬町長、横尾・多久市長、重松・シェアリングエコノミー協会理事長 他



【古川・島原市長による講演】



【ワークショップの様子】

### (※) SHARE SUMMIT 2017

シェアリングエコノミー協会が主催する国内唯一のシェアリングエコノミーの祭典。世界を代表するシェアリングシティや業界のキーパーソンを一堂に集め、都市づくりの最先端やシェアサービスが消費者のライフスタイルにどう変革をもたらすかなどを共有・学ぶ場として平成28年度より実施。

(出典)第9回シェアリングエコノミー検討会議

【資料9-2】総務省におけるシェアリングエコノミーに関する取組について より



# 経済産業省におけるシェアリングエコノミーに関する取組み

## シェアリングエコノミーの推進に向けて-経済産業省の取組①-

- 経済産業省は、自治体による事業者との連携を案件組成の段階から後押しすることで、地域発の優良事例の発掘・支援を行い、シェアリングを活用した新たな公共サービスを促進している。
- 先進的プロジェクトを発掘・支援するIoT推進ラボにおいて、シェアリングサービスに対しても支援等を実施しており、規制改革等を通じてその面的展開を促進している。

### IoT Lab Connection

- 新たなビジネスモデルの創出を目指す事業者が、関連する事業モデルや技術／サービス等を有する事業者に出会う場として、シーズ又はニーズを保有する企業、団体、自治体等向けのマッチングイベントを実施。（過去4回）
- 7月25日開催の第5回では「シェアリングエコノミー」、「働き方改革」をテーマに実施。

### ビジネス・マッチング（1：1マッチング）



事前に提示された各企業のニーズ・シーズから、当日のマッチング先企業を事前に組合せ。当日は20分の個別マッチングを実施。

**約139**の企業・団体が参加

**約534**のマッチングを実施

※第5回イベント実績

### IoT Lab Selection

#### 株式会社スペースマーケット

※IoT Lab Selection第2回ファイナリスト

～場所のシェアリングビジネスによる地方創生  
実現とマイクロアントレプレナーの創出～



- 会議室等の遊休スペースのホストと場所を探しているゲストをマッチングするプラットフォームを運営。
- IoT推進ラボの各種支援スキームを活用し、①AIを活用したダイナミックプライシング・リコメンド機能の精緻化、②ホスト・ゲストが安心して利用するための規制の明確化（補償制度の設計・実現）を目指す。

（出典）第8回シェアリングエコノミー検討会議

【資料8-5】シェアリングエコノミーの推進に向けた経済産業省の取組 より

# 消費者庁における取組み

## シェアリングエコノミーに関する実証実験等

30年度予算案  
16百万円



### ◆ シェアリングエコノミーの普及に伴い発生する消費者問題を早期に発見・分析し、消費者が安心して安全に利用できる環境整備につなげていくことが重要。

シェアリングエコノミー：個人等が保有する活用可能な資産等（スキルや時間等の無形のものを含む。）を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動。超少子高齢社会を迎えている我が国の諸課題（経済成長、地方創生・地域共助等）の解決に資することが期待されている。

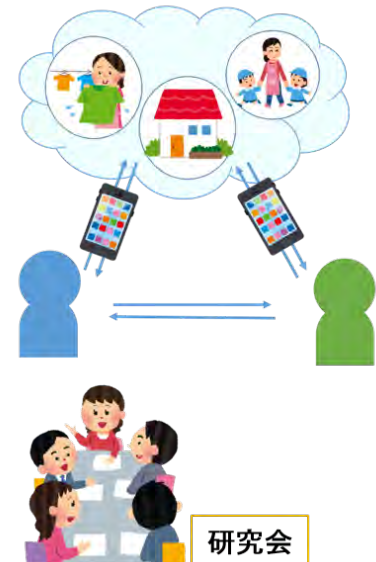
### 実証フィールド（徳島県等）

#### ○ シェアリングエコノミーに関する実証実験

⇒ モニター消費者を活用し、各種シェアリングエコノミーの利用で発生する消費者問題や消費者問題へと繋がる端緒情報を発見・分析。

#### ○ 新未来創造研究会（仮称）の開催

⇒ 徳島県を中心とした地域の有識者等をメンバーとし、シェアリングエコノミー等の新技術を将来の豊かな消費生活の実現に繋げるため、今後の消費者行政の在り方を検討。



- ・消費者被害の未然防止策の検討
- ・将来の豊かな消費生活像の明確化
- ・将来の消費生活を豊かにする消費者行政の在り方を検討

豊かな未来に向けた  
消費者行政の  
全国展開





# 環境省における取組み

## シェアエコ ～シェアリングエコノミーをシェアリングエコロジーへ～

- CO2削減目標（2030年度▲26%）の達成に向け、家庭・業務部門においては4割という大幅削減が必要。特に重点的に普及啓発する分野につき、環境大臣が主催するCOOL CHOICE推進チームのもと、分野ごとに経済界等と消費者目線の関係者からなる作業グループを設置。
- シェアエコ分野では、「シェアリングエコノミーをシェアリングエコロジーへ」をキャッチフレーズに、移動手段のシェア（ムーブシェア）、空間のシェア（クールシェア・ウォームシェア）等を推進中。

### ムーブシェア

株式会社ドコモ・バイクシェアと連携して、  
自転車シェアリングの拡大・定着を図る



自転車シェアリングで移動をエコに

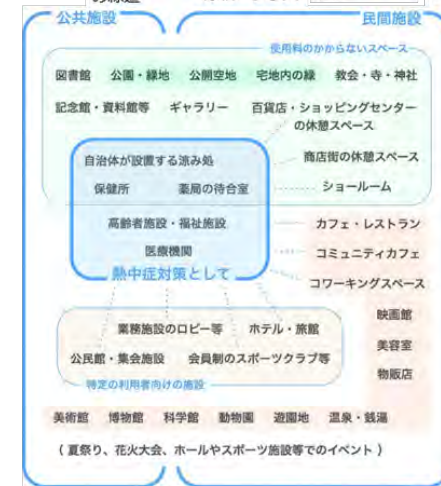
＜COOL CHOICEステッカー＞  
都内のシェアバイク用自転車に順次掲出



＜山本大臣と坪谷社長との面談の様子＞  
(6/23、いずれも当時)

### 空間シェア

自治体や事業者と連携して、  
COOL BIZの一步先へ



# まち・ひと・しごと創生本部事務局における取組み

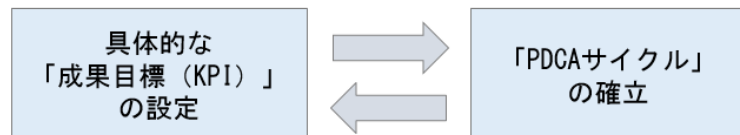
## 地方創生推進交付金（内閣府地方創生推進事務局）

30年度概算決定額 1,000億円（29年度予算額 1,000億円）

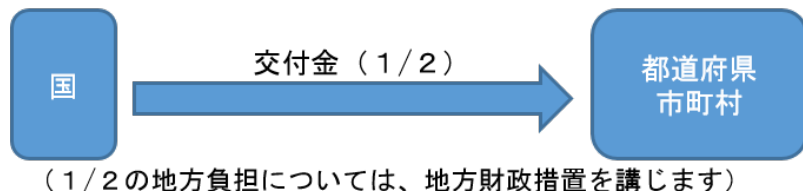
### 事業概要・目的

○地方創生の新展開を図るため、地方創生推進交付金により支援します。

- ①地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先進的な事業を支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保



### 資金の流れ



### 対象事業・具体例

#### 【対象事業】

##### ①先駆性のある取組

- ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成、地域経済牽引
- 例）ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング（日本版DMO）、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、空き店舗 等

##### ②先駆的・優良事例の横展開

- ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

#### 【手続き】

- 地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画（5ヶ年度以内）を作成し、内閣総理大臣が認定します。

### 30年度からの運用改善

#### ①ハード事業割合

- ・計画期間を通じたハード事業の割合は、原則として5割未満。
- ・ただし、ソフト事業との連携により、高い相乗効果が見込まれる場合は、5割以上（上限8割未満）になる事業であっても申請可能。

#### ②横展開タイプの交付上限額の引上げ（事業費ベース）

|        |     |                   |
|--------|-----|-------------------|
| 【都道府県】 | 先駆  | 6.0億円（29年度：6.0億円） |
|        | 横展開 | 2.0億円（29年度：1.5億円） |
| 【市区町村】 | 先駆  | 4.0億円（29年度：4.0億円） |
|        | 横展開 | 1.4億円（29年度：1.0億円） |

#### ③KPIの実績に基づいた事業計画の見直し

- ・申請時に、実績を踏まえたPDCAサイクルによる事業の見直しを反映した事業計画の提出。

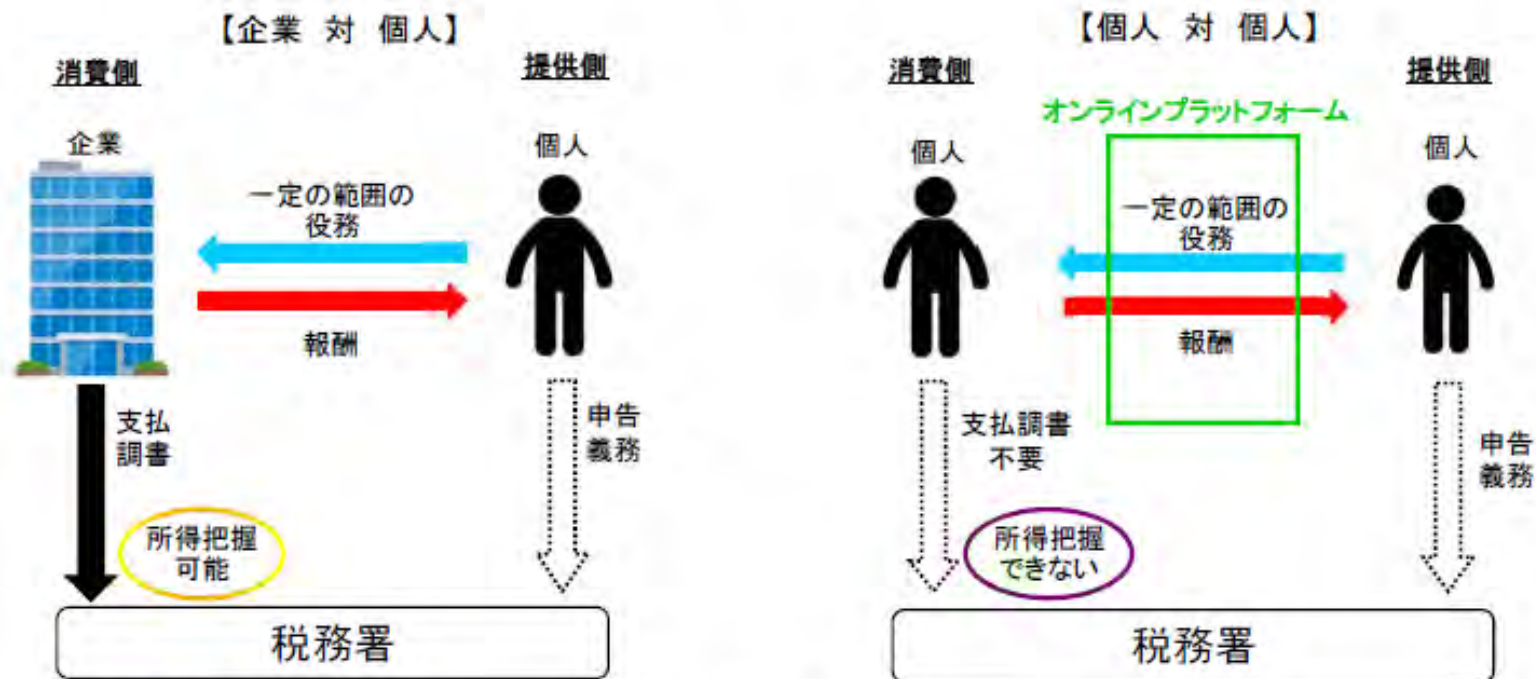
（出典）第9回シェアリングエコノミー検討会議

【参考9-2】消費者庁提出資料 より

# 政府税調における議論

## 経済社会のICT化と所得把握

- 企業(B)が、一定の役務提供等に関する仕事(例:ウェブサイトのデザイン等)を個人(C)に発注し、報酬を支払う場合、当該企業は、当該報酬について、支払調書を税務署に提出する必要。
- 他方、個人(事業主)(C)が、同様の仕事を個人(C)に発注し、報酬を支払う場合には、当該報酬について支払調書を税務署に提出する必要は原則<sup>(注)</sup>ない。経済社会のICT化の進展に伴い、電子的プラットフォームを經由した個人対個人(C to C)取引が拡大するにつれて、こうした所得の把握が困難となる。
- また、ICT化が進んだ経済社会における取引全般の特徴として、①市場参加者の匿名性が高く、②1対1ではなく多数対多数のマッチング市場であり、③消費者と提供者の直接の取引関係である、ことが挙げられる。これらの特徴により、いつ、誰が、どこで取引を行ったのか、把握が困難である。



(注) 当該個人事業主が従業員を雇用し、給与を支払っている場合等については、調書の提出が必要。



# 政府税調の中間報告（抜粋）

## 1. 経済社会のICT化と働き方の多様化

- 民間経済活動においては、事業者の取引（事業者間（BtoB）取引、事業者・消費者間（BtoC）取引）においてICTの活用が進むだけでなく、近年は、インターネット上で商品やサービス等の「提供側」の個人と「消費・利用側」の個人が結びつく形態の経済活動、いわゆる「デジタルエコノミー」が発展している。
- 例えば、オンラインのCtoC取引（一部はCtoB取引）の一種であるシェアリングエコノミー（共有型経済）は、中古品売買、民泊、車両の乗り合い等に広がりつつある。また、クラウドソーシングと呼ばれる個人への業務委託の仕組みも登場している。
- こうした経済取引や働き方の変化・多様化に税制として対応するためには、税務手続の電子化と個人所得課税のあり方等を併せて検討していく必要がある。例えば、働き方の多様化に伴い、今後、申告手続に不慣れな給与所得者も副業・兼業に係る申告を行うこととなるなど、税務手続を行う者の増加・多様化が見込まれる。
- このため、ICTの更なる活用等を通じて、誰しもが簡便・正確に申告等を行うことができる利便性の高い納税環境の実現を目指すことが必要と考えられる。

## 3. 個人所得課税のあり方

### （2）働き方の多様化等を踏まえた個人所得課税のあり方

#### （2－2）経済社会のICT化等を踏まえた所得把握のあり方

- 経済社会のICT化に伴い、前述のとおり、いわゆる「デジタルエコノミー」が発展し、これにより、例えばシェアリングエコノミーのような消費者間（CtoC）や消費者・事業者間（CtoB）のオンライン取引が拡大し、インターネットを通じて個別の仕事を請け負う新たな働き方（いわゆる「ギグエコノミー」）も増え始めている。
- 従来型の経済取引を前提とした様々な枠組みや制度が、このような新たな取引の実態に十分に追いついていない面があり、市場の健全な発展のためにも適切な対応が求められる。税制との関係では、デジタルエコノミーにおける取引を通じて稼得する者の所得をいかに適切に把握するかが論点となる
- デジタルエコノミーにおける取引を通じて稼得する者の所得の適切な把握については、我が国においては未だ黎明期にあるデジタルエコノミーの普及拡大の重要性に留意しつつ、関係者の事務負担、税制以外の制度の整備状況を踏まえ、諸外国の制度も参考に具体的な方策に関する検討を進める必要がある。



# シェアリングエコノミー推進施策の全体像

認知度向上

安全・信頼性向上

**民間**  
(シェアリングエコノミー事業者)

**国**  
(シェアリングエコノミー促進室、各省)

**地方公共団体**

イベントの開催等による  
業界のPR実施

・「シェアサミット」等の開催（協会）

・「地域情報化アドバイザー」派遣（総務省）

後援・協賛等による機運醸成

・地域IoT官民ネット（総務省）  
・IoT推進ラボ（経済産業省）  
・「シェアリングエコロジー」の推進（環境省）

① シェアリングエコノミー伝道師の派遣

事業者と住民・地元企業  
の連携の場の設定

② 国事業による実証事業等の実施

・IoTサービス創出支援事業（総務省）  
・シェアリングエコノミーに関する実証実験（消費者庁）

③ 地域における活用事例の創出・ベストプラクティスの展開

・シェアリングエコノミー活用推進事業（総務省）  
・地域IoT実装推進事業（総務省）  
・地方創生推進交付金（内閣府）  
・シェアリングシティの推進（協会）

認証マークの付与

④ シェアリングエコノミー促進室による  
相談受付

・グレーゾーン解消制度（経済産業省）

※ 吹き出しは具体の取組例

# 今後の方向性

# 次期 I T 戦略に向けた検討事項

## 安全・安心の確保

### ■ シェアリングエコノミー・モデルガイドラインの改定

- ・ シェアエコ協会に設置された認証委員会※等の議論を踏まえ、今夏をめどに認証制度の論点を洗い出し。今秋以降、モデルガイドライン改定に向けた検討を開始する。 ※：安全・信頼性を確保する体制を整えた事業者の認定等を行う機関
- ・ 検討に際しては、消費者庁との連携を図ることとし、同庁で平成30年度に実施予定の「シェアリングエコノミーに関する実証実験」の内容を必要に応じ反映する。

## 事例創出

### ■ 先行事例の全国への波及

- ・ シェアリングエコノミー伝道師の派遣などを通じ、各府省庁において行われるモデル事業・補助事業などによる事例創出を着実に支援。
- ・ こうした取組を通じ、自治体全域で取り組む事例や自治体を超えて広域的に展開される事例をモデル化することにより、住民利便の向上やスケールメリットの確保を図るとともに、「点」から「面」への拡大に結び付ける。

### ■ シェアリングエコノミー推進による新たな社会像

- ・ シェアリングエコノミーの次なる展開を見据え、C to Cのみならず、企業や自治体がユーザとなる事例についても幅広く収集し、新たな発想や事業等の喚起を図る。

## 機運醸成

### ■ 積極的な情報発信やイベントの実施

- ・ イベントやセミナーの開催により、国民の認知度を高める。また、ビジネス規模や動向、シェアリングシティはじめとしたCSR活動などシェアリングエコノミー業界の姿を積極的に発信し、取組への理解を深める。

以上の事項について、関係省庁や事業者との調整・検討を進める